

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第三号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前
十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田なほ子君

委員

泉山 三六君
林田 正治君
千葉 信君
赤松 常子君
辻 武壽君
市川 房枝君

國務大臣

法務大臣

政府委員

警察庁長官 柏村 恒雄君
法務大臣官 房経理部長 大澤 一郎君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
法務省矯正局長 渡部 善信君
公安調査庁次長 関 之君

最高裁判所長官代理人

経理局長

説明員

警察庁警備局長 倉井 潔君
警備第三課長 倉井 潔君
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 西村 高見君

本日の会議に付した案件
○連合審査会開会に関する件

第三部 法務委員会會議録第三号

昭和三十五年二月十六日【参議院】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(破壊活動防止法の運用状況に関する件)

○昭和三十五年度法務省関係予算に關する件
(昭和三十五年度裁判所関係予算に關する件)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、連合審査に關する件についてお諮りをいたします。

御承知の通り国会の審議權の確保のための秩序保持に關する法律案が、議員立法として提出され、目下当参議院議院運営委員会に付託されておりますが、右法案は、法務委員会として重要な關係がございますので、本院規則第三十六条に基づき、議院運営委員会と連合審査会を開催することを申し入れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたしました。ただいまの決定に基づきまして、委員長は、議院運営委員会にその旨を申し入れることにいたします。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。当局より法律案の御説明を願います。

○國務大臣(井野碩哉君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、第一審特に地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、下級裁判所の裁判官の員数を改めることにした点であります。

政府におきまして、つとに第一審の充実強化のため種々努力を重ねて参り、その第一歩といたしまして、去る昭和三十三年以来、刑事補の職權の特例等に關する法律の一部改正及び前後二回にわたる裁判所職員定員法の一部改正により、第一審における裁判官の充実のための措置をとりましたことは、すでに御承知の通りであります。

このたびの改正は、この第一審充実強化方策の一環といたしまして、特に裁判官の負担が過重となつてゐる地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかるとともに、この際、地方裁判所と簡易裁判所との間の事件負担の均衡、裁判官の欠員の状況等を勘案して、裁判官の定員構成を案に即したものとすることを、さしあたり人員確保の見通し等を考慮した上、判事の員数を五十人増加するとともに、簡易裁判所判事の員数を三十人減少しようとするものであります。

改正点の第二は、裁判所における事件数の増加、諸設備の拡充、整備等による事務量の増大に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を改めることにした点であります。家庭裁判所におき

ましては、去る昭和三十一年以来、家庭に關する事件の審判または調停で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対してその義務の履行を勧告し、または命令する等の制度が実施されるようになったこと、並びに近年少年の保護事件がますます増加の傾向にあること等に伴ひまして、これらの事件の処理に必要な調査等の事務をつかさどる家庭裁判所調査官の事務量が著しく増大して参りましたので、その数を増加する必要があるものと考へられるのであります。また、地方裁判所及び家庭裁判所における諸設備の拡充、整備に伴ひまして、諸般の事務等に從事する雇用人の数を増加する必要が生じました。このたびの改正は、これらの必要に應ずるため、裁判官以外の裁判所の職員の員数を八十三人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいようお願いいたします。

○委員長(大川光三君) ただいま御説明を受けました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する質疑は、次回にこれを行ないたいと存じます。

○委員長(大川光三君) 次に、破壊活動防止法の運用状況に關する件について調査を行ないたいと存じます。本件に關して御質疑のある方は御発言を願います。

○高田なほ子君 法務大臣にまずお尋ねをいたします。

この破壊活動防止法の三十六条に基づきまして、「法務大臣は、毎年一回、内閣総理大臣を経由して、国会に對し、この法律による団体規制の状況を報告しなければならない。」というふうなこの破壊法の運用並びにその状況というものは、法制定の精神から見ましても、非常に慎重にしなければならぬということが規定され、その具体的なあり方としては、法務大臣がこのように国会に對する報告をする義務が規定されているわけでありまして、私は最近の学生運動等からかんがみまして、法務大臣から昭和二十七年以降におけるこの破壊法の適用の状況並びに最近の団体規制の状況など、一般的な問題についてまずお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(井野碩哉君) お答えいたします。

お説のように、法律によりまして毎年一回団体のいろいろの活動につきまして、国会に法務大臣が報告することになつておりました。本年もすでにう国会に報告をいたしました次第でございます。昨年度におきましては何ら活動状況で特定なことはいないということを報告をしております。そういうようなわけで、破壊法に基づきますいろいろの調査は、公安調査庁で毎日いたしておりますけれども、従つて、またいろいろそういう事案があれば私どもにも直ちに報告されております。しかし、今までに破壊法に当たるいろいろの行動というものにつきましては、何らま

だ報告を受けておりませんし、ただ一般の情勢について事情を聴取しているだけでございますから、その点で、自分としても十分注意をして善処いたしております。

○高田なほ子君 大臣がいろいろ具体的なことについて御存じのない場合がありましたが、またよく御存じの関係者から御答弁いただいてもけっこうでありましたが、法律が制定されて以来、破防法を適用されたいろいろな案件が出てきているわけでありましたが、現在大体三件ほど——これは無実のような形になっているのですが、なお一件はまだ係争中であるように承知しておりますが、現在どういふ事件がどういふ状態で係争中でありまうか。

○国務大臣(井野碩蔵君) 破防法直接の該当事件はございせんが、刑事事件として二、三件あるようでございすから、刑事局長の方から申し上げます。

○政府委員(竹内壽平君) 刑事事件といたしましては、岐阜、三重、京都の各地方に発生いたしました案件につきまして、一審の裁判はたしか無罪になりました。控訴中でございまして、まだ審理中でございす。

○高田なほ子君 静岡事件を皮切りにして、三、四件あったと思ひますが、今、京都事件は大阪の高裁で係争中だと聞いておりますが、これはどういふふうになつておりますか。つまびらかでなければあとでけっこうです。

○政府委員(竹内壽平君) 先ほど申しましたように、京都の事件は、ただいま大阪高裁に事件が係属中でございす。なお、争点になつておりますところは、京都事件も津の事件も、岐阜の

事件も、大体同じだと思ひますが、詳細にはまた資料をもちまして、別の機会に御報告を申し上げます。

○高田なほ子君 柏村警察局長官にお尋ねをいたしますけれども、一月二十日の京都新聞によりまして、大阪駅で談話として発表されたのが出ておるようでありましたが、公安調査庁は全学連など学生三団体を破防法容疑団体に指定し、実地調査に現在乗り出して、こゝろいふような談話が発表されているわけですか。そこで、この全学連など学生三団体を破防法容疑団体に指定したといふことは、この事実はどういふふうになつておりますものですか。この事実を説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 私が大阪に参りました際に、新聞記者団との会見を申し込まれまして、駅で会見をいたしましたのでございす。その際に、新聞記者諸君の方から公安調査庁で全学連を容疑団体に指定したと云うのが、警察としてはどういふ態度をもつて臨むのかといふ質問があったのでございす。私が、容疑団体として公安調査庁が指定したといふことは申し上げておりません。警察といたしましては、その際、特に容疑団体として注意をされるかどうかといふことは、これは公安調査庁のなさることであつて、警察としては不法行為を取り締まるという立場において従来と特に変わった態度をとるつもりはないといふ答弁をいたしました次第であります。

○高田なほ子君 そつちいたしますと、この間の国会デモ、あるいはこの羽田空港の事件、これらについてたくさん学生がそれぞれ逮捕され、あるいはまた起訴されたのが実情でございすけれども、これは刑事事件として捜査し、逮捕し、そして起訴したと云うふう形になつておるわけではございすね。

○政府委員(柏村信雄君) その通りでございす。

○高田なほ子君 そつちいたしますと、この羽田と、それから国会デモのこの事件の概要ですね、この概要を一応説明していただきたいと思ひます。現状、どういふふうになつておるのかといふこと。

○政府委員(柏村信雄君) 捜査の状況——その後の状況についてでございす。

○高田なほ子君 そつちです。

○政府委員(柏村信雄君) それではまず国会構内に侵入いたしました事件につきましての捜査のその後の状況を御説明申し上げます。

警察庁におきましては、事件発生以来鋭意捜査を続けて参つたのでありますが、現在までに被疑者を逮捕いたしました者が二十八名、任意出頭を求め取り調べました被疑者及び参考人が二十七名、令状によりまして捜索、差し押えを行つた場所が三十二カ所に上つております。

それで、逮捕いたしました被疑者は、学生関係が九名、労働関係が十五名、共産党関係が四名といふことになつております。なお、任意出頭を求めました二十七名の内訳でございすが、国会議員二名、その他総評等団体の関係者、労働員等が二十五名でございす。参考人といひまして任意出頭を求めましたのは二人でございす。

で、逮捕いたしました被疑者二十八名の身柄につきましては、東京地検に送致をいたしましたして、学生九名については全員起訴、それからその他十九名については現在まで処分保留のまま釈放されておるわけではございす。さらにその後二十五名の任意出頭を求めた被疑者に対しても、すべて書類送検をいたしておる状況でございす。

それから羽田の事件でございすが、逮捕いたしました者が、現行犯逮捕といひまして一月十六日七十六名、それからその後三名を通常逮捕いたしておるわけでありす。

それから捜索箇所は、全学連の書記局、共産党書記局等合計いたしまして五十五カ所を実施いたしております。で、被疑者の取り調べ状況でございすが、逮捕いたしました七十九名につきまして、全員を留置いたしまして取り調べ、四十八時間以内に建造物侵入及び暴力行為等処罰に関する法律違反の罪名で東京地検に身柄を送致いたしましたわけでありす。

警察庁関係のことについても申し上げますと、東京地検におきましては、全員につきまして勾留を地裁に請求し、その許可を得ましたので、引き続き勾留して取り調べを行ない、七十九名のうち二月六日に二十一名、二月八日に一名合計二十二名を起訴いたし、十一日までに起訴された者全員を東京拘置所に移管し、残余の五十七名はそれぞれ勾留期間満了日に処分保留のまま釈放しておる状況でございす。

なお東京地検におきましては——起訴の関係については詳細は法務省の方にお譲りしたいと思ひますが、強制捜査については、現在まで大体終了いたしておりますので、今後はさらに必要に應じて任意による事犯の逮捕、捜査に重点を置いて参りたい、こう考

へてゐる次第でございす。

○高田なほ子君 公安調査庁にお尋ねをいたしますが、この全学連など学生三団体を破防法容疑団体に指定をしたといふ長官の談話の内容は、こゝろいふふうになつておりますけれども、全学連などその学生三団体をこの容疑団体に指定したといふこのいきさつですね、このいきさつについて御説明願ひたいのです。

○政府委員(岡之君) 御説明いたします。

全学連、社会主義学生同盟及び共産主義者同盟、この三つの団体であります。御承知の通りに動評反対闘争からこれらの学生団体がかく過激的な行動に出る傾向にあつたのでございす。そのような傾向が漸次進展いたしました。この安保反対闘争の問題などに關連いたしまして、昨年のごろから非常にこゝろ矯激な言動が現れてきたのであります。その言動は、要するにその三団体から出している通達であるとか、あるいは部内の機微的なものであるとか、このようになつて出ている文書を見てみますと、著しく暴行、暴力行為を扇動する、こゝろいふ傾向が顕著になつたのであります。この集團暴行行為の扇動は、たとへば国会を占拠しろとか、あるいは岸総理を引っぱり出して大衆の前に立たせろとか、あるいはこれは極端な言葉であります。が、市街戦も辞せず戦うとか、これは実際に配付した場合は墨で消してありましたが、そつちいふ文書をこゝで作つたこととはどうも疑ひないことのように思ひます。それらのこの文書といふものは、解し方によつては非常に憂慮すべきことを言つてゐるようにも見えますし、し

に送致をいたしましたして、学生九名については全員起訴、それからその他十九名については現在まで処分保留のまま釈放されておるわけではございす。さらにその後二十五名の任意出頭を求めた被疑者に対しても、すべて書類送検をいたしておる状況でございす。

それから羽田の事件でございすが、逮捕いたしました者が、現行犯逮捕といひまして一月十六日七十六名、それからその後三名を通常逮捕いたしておるわけでありす。

それから捜索箇所は、全学連の書記局、共産党書記局等合計いたしまして五十五カ所を実施いたしております。で、被疑者の取り調べ状況でございすが、逮捕いたしました七十九名につきまして、全員を留置いたしまして取り調べ、四十八時間以内に建造物侵入及び暴力行為等処罰に関する法律違反の罪名で東京地検に身柄を送致いたしましたわけでありす。

警察庁関係のことについても申し上げますと、東京地検におきましては、全員につきまして勾留を地裁に請求し、その許可を得ましたので、引き続き勾留して取り調べを行ない、七十九名のうち二月六日に二十一名、二月八日に一名合計二十二名を起訴いたし、十一日までに起訴された者全員を東京拘置所に移管し、残余の五十七名はそれぞれ勾留期間満了日に処分保留のまま釈放しておる状況でございす。

なお東京地検におきましては——起訴の関係については詳細は法務省の方にお譲りしたいと思ひますが、強制捜査については、現在まで大体終了いたしておりますので、今後はさらに必要に應じて任意による事犯の逮捕、捜査に重点を置いて参りたい、こう考

へてゐる次第でございす。

○高田なほ子君 公安調査庁にお尋ねをいたしますが、この全学連など学生三団体を破防法容疑団体に指定をしたといふ長官の談話の内容は、こゝろいふふうになつておりますけれども、全学連などその学生三団体をこの容疑団体に指定したといふこのいきさつですね、このいきさつについて御説明願ひたいのです。

かしました、まあ公平に言いまして著しく集団暴力行為を煽動しているものである、こういうふうにならず判断されるわけでありませう。そうしてまた、それらの裏づけをいたしまして、国会の構内への侵入事件であるとか、あるいは羽田空港の事件であるとかというようなこの事件が、これらの実際の行動としてここに展開してきているわけでありませう。これらのいろいろな言論的な行動というものを彼此考察いたしまして、どうもこれは破防法によって調査しなければならぬ段階にきていると、こういうふうな考えをしまして、昨年暮れに一応破防法の容疑団体として調べる、こういう方針をきめまして、そういう方針を全庁に指令いたしまして、ただいま調査している段階なんでありませう。

で調査をいたしておるのであります。役所の構成から申しますと、調査第一部関係において担任して調査をしているのでございませう。

○高田なほ子君　そうすると、この調査第一部はですね、「破壊活動防止法」第四十一条第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる」と、こういうふうになっておりますが、調査第一部が調査をしているということになれば、破壊活動防止法の第四十一条第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なった団体に関する調査、そうするとこれはあれですか、この第四十一条に規定する破壊活動を行なったものというふうなみにして調査をされたわけですか。

○政府委員(関之君)　今申し上げたような趣旨の行動が、少なくとも破壊活動防止法の第四十一条の各条に当てはめて考えてみましたときに、少なくともそれに、ある部分は当たつてきた、こういうふうな私どもは考えておるわけでありませう。

○高田なほ子君　この三つを十二月の初めでございます。

○政府委員(関之君)　正確には十二月の初めでございます。

○高田なほ子君　十二月の初めに破防法容疑団体と指定して、そして現に今調査をしている、こういうことですか。

○政府委員(関之君)　さうでございます。

○高田なほ子君　そうしますと、これは調査第二部に属して調査をされている問題ですか。

○政府委員(関之君)　調査第一部関係

○高田なほ子君　この破防法を運営する場合には、その当局の主観的な判断ではなくて、やはり主観的より客観的、いろいろな客観的な条件というものがそろわなければ、この破防法というものが運営されないように私は承知をしておるわけですが、客観的な条件というものはどういふ条件がそろっているわけですか。先ほどお話の中にありました、全学連とかあるいは社青同とかそういうものの通達とか機関紙、そういうようなものの表現は大へんに暴力的な傾向を帯びている、その

るような顕著なものがあつた、こういうようなことであるけれども、ただ単にその通達とか機関紙とかが大へんに暴力的な傾向を帯びている、その

○高田なほ子君　この破防法を運営する場合には、その当局の主観的な判断ではなくて、やはり主観的より客観的、いろいろな客観的な条件というものがそろわなければ、この破防法というものが運営されないように私は承知をしておるわけですが、客観的な条件というものはどういふ条件がそろっているわけですか。先ほどお話の中にありました、全学連とかあるいは社青同とかそういうものの通達とか機関紙、そういうようなものの表現は大へんに暴力的な傾向を帯びている、その

○政府委員(関之君)　破防法の第四十一条第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なった団体に関する調査、そうするとこれはあれですか、この第四十一条に規定する破壊活動を行なったものというふうなみにして調査をされたわけですか。

○高田なほ子君　この破防法の第三十一条、規制の基準が書いてあります。結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようになつておる、表現の自由というものが大へんに重んぜられなければならない、というように、第三十一条の中に規定されておるわけですか。今おっしゃるように、これとはまた別個にですね、第四十一条に該当するようなものなので、この調査第一課の方で捜査しておるというお話ですが、第四十一条では、第四十一条の二つ、第三十一条、第四十一条、内乱の予備、陰謀、

内乱等の補助、外患誘致、外患援助、外患誘致及び外患援助の未遂、外患誘致及び外患援助の予備、陰謀に規定する行為、この行為に該当するかどうか、あれですか、調査第一部の主管で調べておるわけですか。

○政府委員(関之君)　破防法の上に乗っけて今申し上げたような三団体の行為を見ますと、役所の構成から申しますと、いろいろと関係してくるわけですが、しかし今のところは、主として第一部関係においてこれを扱つておるわけでありまして、いろいろの問題の調査の面については、第二部関係もこれに援助はしておりますが、主として第一部関係が行なつておる、こういうことに相なるわけでありませう。

○高田なほ子君　この第一部関係の内容というものは、破防法の中でも一番重要な部分を占めているところでございます。全学連というものは外患誘致とか日本の国を引っくり返すような団体であるというふうな考えがどういふところからきているんでしょう。

○政府委員(関之君)　これは、私見にわたるかもしれませんが、それは一部極端な人もいるかもしれませんが、いろいろのことを試み、あるいはまたその試みの中で失敗を重ね、その試み、失敗を繰り返しながら、社会人として成長する、一つの青年期の特有な行き方がある、というので、全学連の行為を、私は全部これがいいというふうな考えにはあつたかと思つておるわけですが、これは御承知のように保守党からも非難されたらうし、それからわれわれ社会党の方からこの行動については数々の非難を受けてお

る。世間一般からも是非難を受けておるわけですが、しかしながら、この学生の、青年のですね、特有なやうな心理というものをから、いろいろ表現にどぎついことを使つたり、あるいはまた気分をまかせておるわけですが、勇ましい言葉を使つたりする場合も非常に多いのではないかとおもうのです。そういうふうなこの学生、青年の特有な成長過程の心理というものを十分にしんしゃくすることなしに、単にその書いた文書が激烈であるとか、この文書によると日本の国を引っくり返して外患を誘致して内乱を誘発する、うな行為であるというふうな判断する、ということは、時に、ある意味での青年の成長を抑えてしまふ結果になりかねないのではないかとおもうのです。ですから、私は考えるわけですが、ですから、この破防法の容疑団体として指定するために、相當に的確なる資料、的確なる条件というものがそろわなければならぬ、いやないかと思つておる。先ほど公安調査庁のお話によりますと、調査第一部の方でもつてそれに該当するものとして今捜査を進めている、ということですが、どうも第一部に該当するようないふ行動が、はたしてあつたかどうかということについては、私は非常に疑問に思つておる。その疑問の第一は、たとえば国会デモの場合でも、岸さんを引っぱり出せとか何とか、それは学生ですからさういふ激烈な言葉を使つたかもしれないけれども、一体、引っぱり出して、それからあとどうするかということについては、相當全学連が用意してきたかきつてないかというところが、私は判定の基礎になつてくるのじゃないかと思

う。あのときに、全学連の学生たちは、国会に入り込んでこれを占拠するような、そういうような武器、危機を招来するような武器、そういうような物を所持したというふうに判断をされ、捜査をされておりましたか。あるいはまた羽田のデモのときにそういう緊急かつ危険な状態を招来させるような凶器というものが携えられておったのかどうか。この二つの事件の捜査された段階で、いかなる凶器というものは、むしろそれ以上の凶器、そういうものが持参されておったのか。この点について、一応承っておきたい。

○政府委員(岡之君) この破防法上調査を指定した三団体が、要するに破防法という法律によって容疑があるというふうに考えられるかどうかという御質問の趣旨かと思つておりますが、ここでやや詳細にわたりますので、私もがなぜそれを認めざるを得なかつたかという点について御説明してみたいと思ひます。もちろん青年、学生という特有な身分でありまして、われわれも通つてきた経過でありまして、それらのところを反省してみまして、十分なる同情と、そして若いいろいろな気持に対する同情的な考え方は十分に持つて考えていますが、しかし、いろいろそれぞれの事情を考へてみて、どうも破防法上これを調査せざるを得ない、こういうふうには実は踏み切つたわけでありまして、その事情をいたしましては、これは、まず問題になりますのは、もちろん学生運動という一般の問題から考へてみまして、その運動が純真な学生のいろいろな大学における学問のあり方とか、あるいはその中の

彼らの生活であるとか、いろいろな問題について運動されること、これはもちろん当然なことでありまして、その問題にわれわれもやかく言う考へは毛頭持つておりません。ただ問題は、その運動が発展して、国家の革命であるとか、あるいはいろいろなそういう問題を中心としての政治的問題に発展して行く。もちろんそれは憲法上保障されている言論の自由の範囲内のことがありまして、ありまして、破防法におきましては、今申し上げたような内乱の教唆運動ないしはその正当性、必要性の文書の頒布ということ、これは犯罪として規定されているわけでありまして、また、政治上の目的をもつて騒擾を起すとか、あるいは殺人を犯すとかいうような問題についての、そのような行為の教唆運動も、また犯罪として規定されているわけでありまして、言論はその範囲内において私は自由でない、このように思ふのであります。それは法律によつて明らかに犯罪である、こういうふうな相なるわけでありまして、それで、問題は学生運動がその範囲に入つてきたかどうかという問題に相なると思ふのであります。それで、どうも入つてきたという疑いを深めざるを得ないというの、私どもの判断になるわけでありまして、しからば、なぜそのような判断をいたしたかという問題に相なるわけでありまして、たとえて申しますと、ここに私どもは三つの団体を指定しましたが、その一つに社会主義学生同盟というものがあつたわけでありまして、その学生同盟の根本的な性格、一何をも目的としているかという問題が、一つ問題に相なるわけでありまして、やはり破防法上の問題は、要するに政治上の暴力的な破壊活動でありまして、政治上の主義主張の推進と、どういふような綱領を掲げて運動しているかということが問題に相なるわけでありまして、その根本的な考え方が、現象面において各種の暴力的な行動となつて展開する、こういうふうな考えられるわけでありまして、そういう根本的な性格と無関係に、散発的に問題が発生するといふふうには私ども考へていないのであります。もともと破防法の考へ方は、性格的に暴力主義的破壊活動を対象として取り締まる。散発的にぼつぼつやつたところで、そういうことは破防法の対象には考へていないといふことが根本の考へ方に相なるわけでありまして、そこで、たとへばそれらの団体の一つに、日本社会主義学生同盟といふのがござります。これはもと反戦学生同盟といふのが一昨年の五月に社会主義学生同盟といふふうな発展解消して、新たにそういう名称をとつて運動して参りました。また、それが今日におきましても存在し、私どもの調査の対象として取り上げたのでござります。そこで、その綱領、規約の一部をここで読みまして、結局、こういうことを目的としておられることを御説明してみたいと思ふのであります。この綱領、規約を見てみますと、前文と各綱領といふものが書いてあるわけでありまして、そこで、前文を見てみますと、これは現世界の社会発展の各種の客観的な事象について、彼らの見解を述べたわけでありまして、冒頭は「偉大な時代が切り拓かれつつある。人間労働の巨大な蓄積が、今や人類の生活圏の宇宙空間への拡大を可能ならしめる

て、やはり破防法上の問題は、要するに政治上の暴力的な破壊活動でありまして、政治上の主義主張の推進と、どういふような綱領を掲げて運動しているかということが問題に相なるわけでありまして、その根本的な考え方が、現象面において各種の暴力的な行動となつて展開する、こういうふうな考えられるわけでありまして、そういう根本的な性格と無関係に、散発的に問題が発生するといふふうには私ども考へていないのであります。もともと破防法の考へ方は、性格的に暴力主義的破壊活動を対象として取り締まる。散発的にぼつぼつやつたところで、そういうことは破防法の対象には考へていないといふことが根本の考へ方に相なるわけでありまして、そこで、たとへばそれらの団体の一つに、日本社会主義学生同盟といふのがござります。これはもと反戦学生同盟といふのが一昨年の五月に社会主義学生同盟といふふうな発展解消して、新たにそういう名称をとつて運動して参りました。また、それが今日におきましても存在し、私どもの調査の対象として取り上げたのでござります。そこで、その綱領、規約の一部をここで読みまして、結局、こういうことを目的としておられることを御説明してみたいと思ふのであります。この綱領、規約を見てみますと、前文と各綱領といふものが書いてあるわけでありまして、そこで、前文を見てみますと、これは現世界の社会発展の各種の客観的な事象について、彼らの見解を述べたわけでありまして、冒頭は「偉大な時代が切り拓かれつつある。人間労働の巨大な蓄積が、今や人類の生活圏の宇宙空間への拡大を可能ならしめる

生産力の発展を生み出し、人間の自然征服とその自由な発展の未来に限りない展望を開いている。」といふような書き出しのもとに、「労働者階級の解放運動の発展が、広大な社会主義国を作り出し、人間の人間による搾取と貧困と屈辱との地上からの一掃の時を一日と近づけていく。」といふようなふうな言い、次に続けて、そうして「我々は、日本と人類の未来を代表する世代として、そして搾取階級の利益の為に、我々の知的力量が役立てられ、我々を熱烈に希求する進歩的インテリゲンチヤとして、日本と世界の社会主義的変革のため、全力をあげて活動するであらう。」といふふうな冒頭に書いてあるわけでありまして、そこで、一般に全学生ではございませぬ。今申し上げたような三団体をリードし、その中に、それらをバックとして活動している学生の考へ方でありまして、まず第一にこのような考へ方から、学生は自分らの先進性という点をまず規定づけておられます。先進性という文字は、先に進む性と書いてあります。要するに、われわれは世界情勢に敏感に世の中のことを感ずる、あるいは世の中のことを先に感じて先に行動し、そうして今の強大な労働者階級を引張つて、先頭となつて問題を切り開いていく、それがまず学生の理論を規定づける。考へ方を規定づけたのであります。そうして、そのような考へ方とあわせて、社会の分析におきましては、いずれも共通なところは、現在の共産党より急激な考へ方を展開しているといふことなうのであります。これらの綱領、規約などの中に出てくることを通常的に考へてみますと、非常にそれは共産党と違つた意味において、まあ急激と申しましようか、その解釈をいたしておるわけでありまして、御承知の通り共産党におきましては、これは現在革命の手段をいたしまして、まず第一に共産党、労働者を中心とした広範な人民民主主義革命を遂行する。そうしてそれを漸次社会主義革命から共産主義革命へ労働者階級独裁の形態に持つていく、こういうことが共産党の意見のようでござります。ところが、学生諸君は、いきなりプロレタリア独裁の社会主義革命に突進するといふのが彼らのどうも情勢分析となつて現われてきているわけでありまして、この点につきまして、共産党がそれはトロツキストである、お前たちはトロツキストではないかといふことを言つてこれを非難し、昨年来これら極端な学生共産党員七十余名を共産党から除名いたしました。その他、党活動の停止、多数のものを処分いたしましたおるわけでありまして、要するに、考へ方が現在の共産党よりもさらに極端な、国際的に申しますとトロツキスト的な考へ方を持つておられる、こういうこととに相なるわけでありまして、こういうふうなものが、今の全学連の幹部であつて、そこを基盤として活動し、日本社会主義学生同盟ないしは共産主義者同盟といふものに集つて、そして運動を展開しておられる、こういうことに相なるわけがござります。どうもそういうふうなことが——この前文は一つの例でありまして——看取されるわけでありまして、それから、次に綱領をいたしまして、この綱領の中を少し御紹介いたしますと……

えてみますと、非常にそれは共産党と違つた意味において、まあ急激と申しましようか、その解釈をいたしておるわけでありまして、御承知の通り共産党におきましては、これは現在革命の手段をいたしまして、まず第一に共産党、労働者を中心とした広範な人民民主主義革命を遂行する。そうしてそれを漸次社会主義革命から共産主義革命へ労働者階級独裁の形態に持つていく、こういうことが共産党の意見のようでござります。ところが、学生諸君は、いきなりプロレタリア独裁の社会主義革命に突進するといふのが彼らのどうも情勢分析となつて現われてきているわけでありまして、この点につきまして、共産党がそれはトロツキストである、お前たちはトロツキストではないかといふことを言つてこれを非難し、昨年来これら極端な学生共産党員七十余名を共産党から除名いたしました。その他、党活動の停止、多数のものを処分いたしましたおるわけでありまして、要するに、考へ方が現在の共産党よりもさらに極端な、国際的に申しますとトロツキスト的な考へ方を持つておられる、こういうこととに相なるわけでありまして、こういうふうなものが、今の全学連の幹部であつて、そこを基盤として活動し、日本社会主義学生同盟ないしは共産主義者同盟といふものに集つて、そして運動を展開しておられる、こういうことに相なるわけがござります。どうもそういうふうなことが——この前文は一つの例でありまして——看取されるわけでありまして、それから、次に綱領をいたしまして、この綱領の中を少し御紹介いたしますと……

○委員長(大川光三君) 御発言中ですけれども、ちょっと待って下さい。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を起こして。

○高田なほ子君 公安調査庁の方からいろいろ伺ってから、そちらの方に伺った方がたいへん関連してわかりやすいのではないかと思つたのですけれども、時間の関係上、一応切りますけれども、これはあれですか、国会デモと羽田デモ事件について、それぞれ現状をずつと報告して下さったわけですが、この場合に、どのような凶器が、いわゆる凶器といわれるような物が、証拠物件としてあげられているものですか。この点について破防法との関連で大へん大切な点なので、これを一つ聞かしておいていただきたい。

○政府委員(柏村信雄君) 国会構内の侵入の際のデモの場合と、それから羽田空港の事件の場合におきまして、全学連が、たとえば旗とかブラスカードとかいふものは持ちましたが、特別な凶器というものを所持したというふうには聞いておらないのであります。

○高田なほ子君 これは国会デモも羽田デモも同様の御答弁でございますか。

○政府委員(柏村信雄君) さようでございます。

○高田なほ子君 わかりました。

その次、羽田デモの事件でありますけれども、これは大体たぐさんの学生が行つたのですが、これを逮捕するときに、ずいぶんおかしい逮捕の仕方をしたといふことがいろいろ雑誌にも載っているし、それから全学連の学生

にも当時の事情など私も調査のためにいろいろ聞いてみたのですが、大へん目星をつかんでおいて、これはいとかゴボウ抜きにして、ずっと警官の人垣の中を送り出して、最後のところで判別をされたようですが、これはいいとか、これはつかまえるとか、これは放せとかいふふうにして、非常に的確に、いわゆる学生運動のリーダーというふうな人をつかまえていったというふうなことを報告されているわけですから、羽田デモの場合に、あの現場でもってそれぞれつかまえたのは、どういふような容疑でつかまえたのでございましょうか。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほども申し上げましたように、建造物侵入及び暴力行為等処罰に関する法律違反の疑いをもつて、逮捕するときはいたしたわけでございます。

○高田なほ子君 その場合に、警官の人垣のトンネルの中を送り出してつかまえるときに、これはいい、あれは悪いといふふうにしてつかまえたのが、いわゆる学生運動の中でもリーダーといわれるような人がうまいあんばいにつかまわってしまったというふうなことがあつたわけですから、これは常時学生運動のリーダーのような者を写真が何かとておいて、そういうふうな場合に目星をつけてつかまえるというふうなことになるのですか、これはどうなんですか。

○政府委員(柏村信雄君) あの場合におきましては、全員が建造物侵入の現行犯であるといふこと、これは言えると思ひます。しかし、これを逮捕するにあつては、現場の指揮官がやはりその中で指導的な役割を行なっている

といふふうな者を主として逮捕する。あるいはその場において警察官に對し公務執行妨害をするといふふうな者を主として逮捕するといふことにならうかと思ひます。

○高田なほ子君 羽田デモの中で、特別私と問題にしているのは、格段に暴力をふるつたわけでもないというふうな女子学生もだいたいつかまえたやうですけれども、押島美智子さんとか下土井よし子さんとかいふ東大の文学部の学生、それから医大の学生の方ですが、これはいずれも学友会の副委員長とか自治会の委員長とか、そういう肩書きを持っている女子学生です。この女子学生は、あの中でどういふ役割を果たしたかといふことについては、あとお調べになつてわかつたことじゃないかと思ひますけれども、とにかく肩書きのついている者は、肩書きだけで引っぱられていったというふうな一部批評があるわけですが、私も、なるほど肩書きだけでこれはつかまえたんだらうけれども、一体どういふふうにして見分けるのか、こういう学生運動をしているリーダーになるような人は、警察の方が年中あちこち写真でもとつていて、その写真に照らし合せて、逮捕するときにうまい具合に逮捕していくのかといふ疑問を持つたわけでした。建造物不法侵入といふようなことだったり、それから警察官の職務執行妨害だとかいふようなことは別個に、目星をつけて逮捕をする傾向にあるのではないかとといふような疑問が出てくるわけです。時間がないから一々は、ここに資料を持ってきたらいいんですけども、それは省略いたしますけれども、そういう首謀者をいつでもね

らつて、こういう事件のときに持つていくといふようなやり方をされるわけですか。

○政府委員(柏村信雄君) 格別常にそういうことを意識的にやるといふふうに限つておるわけではございませんけれども、いろいろな学生運動の際、不法越軌にわたるときに、あとの証拠のために写真をとっておくといふようなことから、自然、写真によつてこういうのがほとんどあらゆる場合において指導的役割をしておるといふ認定になる場合もあり得ると思ひます。羽田の場合に、具体的にそのいふふうな写真を持ち出すなり何なりしてやつたといふふうには聞いておりませんけれども、少なくとも全員が現行犯として該当するにいたしまして、そのうちの指導的な役割をしておる者を逮捕することに、よつて、事案の全貌を明らかにすることがむしろ容易であるといふようなことも若干は心理的に手伝つておる場合もあるかと思ひます。

○高田なほ子君 そうすると、見分ける場合に、前もつてそういう見分ける準備はしておらないといふことになるわけですか。

○政府委員(柏村信雄君) 見分ける場合もあり得ると思ひます。あり得ると思ひますが、羽田の場合にそういう意図をもつてやつたといふふうには私聞いておりません。

○高田なほ子君 見分ける場合もあり得るでしうけれども、私は、本人の知らない間に学生運動に参加しているという理由で、警察の方が写真を手に入れて、あらかじめこれを容疑者として見るというその考え方については、

私はこれは不当だと思ふ。特にまあこの二人のお嬢さんなんかは、一人はどうやら祭り上げられた委員長であるやうにも聞いているし、家庭も非常にいい家庭で、御本人も非常に学業にも熱心である、こういうふうな者が破防法の容疑団体の中の一連の首魁者といふふうな観点から、年中警察が写真を持つていて、機会あらばつかまえるといふようなやり方といふのは、私は決してとるべきものではないのじゃないか。わけて女子学生に對しては相当これは注意をされて、特に学生運動の中における女子学生といふものの立場といふもの、これはなかなか微妙な点もあるわけなんですから、十分にこれはお含みいただきなければならぬと思ひますが、現在でもあれですか、この学生運動のリーダーは、あなたの方でいろいろ写真や資料などを常時取りそろえておかれるわけなんですか。

○政府委員(柏村信雄君) 学生運動を行なうといふこと自体、それはまことにけつこうなことでもありますし、そういうことだけで写真をとつて、あらかじめ容疑者といふふうなレッテルを張るといふことはいたしてあります。しかしながら、よく起こります不法事案に率先して指導的役割をとおつておるといふふうなものは、その場の現場証拠を固める意味において、写真をとることは最小行為としていたしておるわけでありまして、そういう中に、たまたま写真によつて確認をいたしておくと、いろいろな点から、一体そういうことが前に起こつた場合において、とられた写真から、これが指導的役割

をする可能性があるというふうな判断をする場合もあると考へますが、単に学生運動で、これは委員長である、これは何かあふないぞという事で写真をとって、そういうものを指導者としてあらかじめ容疑的に注意するということなことはございせん。

○委員長(大川光三君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大川光三君) 速記をつけ

○高田なほ子君 現場でいろいろ証拠物件として写真をとることはわかるんですけれども、羽田の場合、前もって的確だったというのです。これはいい、これは悪いというふうに、実にその的確な判断をされていた。だから、前々からこれをつかまえて、これを持っていくというふうな方向でやられたのではないかと、それから、私は以上の質問をしたわけですから、私も、そういうことはやっておらないという事であれば、これはまああけっぴろなことでありますけれども、この羽田デモの多くの学生が、今私が申し上げたような形でもって逮捕されたわけですが、この羽田デモの事前に、公安調査庁と警察というのは、どうい程度の情報交換というものを行なわれたのでしょいか。

○政府委員(相村信雄君) 必ずしも型がきまっておるわけではございせんが、公安調査庁の方で特異な情報入手された場合、これは警察が知っておいたがよからうというものは、われわれの方にちょうだいすることもございすし、また、同じようなものが私の方にも情報として入つておるといふこと

もございすますが、これはお互いの協力態勢という事は常時やつておるわけでもございまして、必要な情報をそのときとさちやうだいするということ、特にこの羽田の問題について公安調査庁と事前に打ち合わせをして情報交換をするというふうなことはございせん。

○委員長(大川光三君) それでは法務大臣がとうございしました。

それでは引き続き先ほどの関さんからの御説明を伺います。

○政府委員(関之君) そういふような今まで申し上げたような考え方、また社会情勢の分析の結果、ここに申し上げるような綱領となつて出てくるわけでもございす。これはさつき申し上げたのとあるいは一部ダブることになるかも知れませんが、「一、我々は戦争と権取と抑圧の原因である帝国主義に反対し、労働者階級の解放の闘いを支持し、日本と世界に於ける社会主義の実現のために闘う。二、我々は、全世界の労働者階級を中心とする人民の解放の闘争を支持し、これと固く團結してその発展のために闘う。三、我々は帝国主義の戦争と権取と抑圧の政策に反対する人民の反戦・民主的権利擁護・生活擁護の闘いを支持し、その発展のために闘う。四、我々は以上の課題と、学生の政治的、経済的、文化的諸要求をかがけて、学生運動の発展のために闘う。五、我々は、労働者階級の諸闘争と結びつき、その発展のためにたたかう。」このような綱領を掲げているわけでありす。どうもこれは一般常識の立場に立つて考へてみまして、この種の綱領というものが普通考へられる学生運動の幅を著しく範圍をこえて政

治的な問題に突入している。しかもその突入の仕方が、かなり過激にと申しましようか、過激な考え方をもちて行動を展開している、こういふことが考へられるのであります。そうしてこれらの綱領——これは社会主義学生同盟という団体の綱領でありまして、その団体の綱領——こういふものが出るゆえんのもの、それは個人がやはりそういふ考え方をもちてこれに當たつて、その中の一人の意見でありまして、まだ社会主義学生同盟が反戦学生同盟と言われた時代に「反戦情報」といふ情報を出していたのであります。その情報の中に、一人の意見といたしまして、「平和と独立のための人民戦線政府樹立の展望」といふ論文があるわけでありす。その論文の中を見ますと、今申し上げました綱領よりもさらに過激なことを書き立て、そうしてそのおもな御判断の御参考になることをここに御紹介いたしますと、次のようなことを書いて、その結びといたしまして、「反戦学生同盟は、日本プロレタリアートの諸階級政党——社会党、共産党——及びすべての進歩的組織に對して、右の展望についての認識の調整と統一を要求し、統一戦線政府綱領として、次の諸スローガンを大衆の前に提示すべきである。」こういふ前提のもとに少し申し上げてみますと、「1、日米安全保障条約、行政協定その他従属条約の破壊。2、米軍事基地の全面的撤去、沖縄の本国帰属。3、社会主義諸国との国交、通商の全面的確立。4、自衛隊、現存警察諸組織の解体、労働者階級の武装。是を基礎とする民主的民族防衛軍及び警察組織

の創設、交戦権の回復。5、勤労諸階級、階層の民主主義的諸権利の徹底的拡大」この中にABCとありまして、Cに「言論、集会、結社、政治ストライキ、武装街頭デモの自由。6、全言論、報道機関に対する民主的統制」といふようなことがあり、さらに「7、統一戦線政府の樹立ないし、その基本政策を阻害する目的を有する活動を遂行する。すべての個人、法人、組織の財産の即時没収と解散。8、日銀及び五大銀行の単一銀行への統合とその国有化。9、また、10、武器生産の可能であり必要ない工場、国有化」など、いろいろありますが、そうして11、としまして御承知のようなことがここに書いてございす。これは個人の意見でありまして、今申し上げたような綱領の作り出される一つの基本的なものの中の個人がこういふような考え方をもちている者も存在しているわけでありす。こうなりますと、これは明らかに暴力革命を前面に目標としていふことを、これはどうしても、どう見ても、この文書でどなたがごらんになつても、私はさういふ結論に相ならざるを得ないと、こう考へるのであります。そこで、過去において消すことのできないこれらの行動によつて判断される資料から考へてみまして、どうも反戦学生同盟及びこれらの同盟員の有数な分子によつて指導される全学連の中核組織及び共産主義者同盟といふようなものは、被防法所定のこれらの暴力破壊活動に類するきわめて深い疑いのある行動を打ち出してきて、こういふふうに私は考へているわけでありす。それで、もちろん被防法といふものが、第三条はもとよりのこと、二

条におきまして、その使い方のいかんによつては、民主主義を阻害する危険のあるものであることは、私も十分に考へており、また原案起稿にあたりまして、その点が最も苦心をいたした点でありまして、いろいろ考へておりましたが、さて、このようなことを主張し、そしてこのような考え方を打ち出して進んでくる団体のそれらの行動を、ただこれを言論の自由として放任しておくことができるかどうかといふことに相なるのであります。もう私は、今申し上げたようなことは、どなたがごらんになつても、常識ある者ならば、これはどうも心配であるという結論にならうと存ずるのであります。そのような観点から、わが庁におきましては、これは一応調べてみるという事に踏み切つた次第であります。

○高田なほ子君 共産主義のいろいろの現状については、あなたの方がよく御調査になつて、私どもはその報告はいたしたいと思つて、この問題には私は触れる必要はないわけでありす。ただ、全学連を被防法容疑団体として指定したといふこと、このことについて私はしほつていふわけなんです。全学連を被防法容疑団体として指定したといふことは、非常に私は重要な内容を持つていふといふふうに考へていふわけなんです。全学連のいろいろの宣伝、それから機関紙、それらのものを見るに、今あなたがおっしゃつたやうに、安保反対とか、基地の撤退とか、自衛隊の解散とかいふようなことを言つておるやうでありますけれども、われわれ社会党でも同じようなことを言つてい

わけなんです。全くこれと同じわけですね。そういうような考え方を保持しておいて、そして団体的に行動したからといって、即ちこれが破壊活動防止法の適用になるものかどうか、実は私は疑問だと思ふ。その行動自体は、やはり見ていかなければならないと思うのですが、さっきおっしゃったように、警察庁長官もおっしゃったように、国会デモでもあるいはまた羽田のデモでも、言うところの凶器というふうなものは何らこれは持っていないわけですね。概ね、プラカードとか、こういうふうなものを持ちつてないもので、そのほかの凶器と思われるようなものは持っておりません、こういうふうにお答えになっておられますけれども、その点とすれば、破壊法四条一項の中の政治的目的をもって凶器を携え、多衆共同をしてなす刑法九十五条に規定する行動、こういうふうな行動には、私は全学連の行動というものは当てはまるか当てはまらないかという点には、大へん疑問を持つ一人でありました。あなたはどうかいうふうにお考えになっておられますか、思想そのもののだけをお考えになっていらっしゃるから……

ごらんただけ、これはわかると思ふのであります。従つて、それを望んで、いつどこでどんな行動に出るかというところが一つの問題であらう、こう思つていられるわけでありまして、そこで問題は、この反戦旗幟の一人の個人の意見、あるいは動議闘争の途中において示した矯激な運動、かなりその中には矯激な言葉が出てきているわけでありまして、また、安保反対闘争のうちで、先ほど申し上げたような、国会を占拠し、国会の中に入れた、あるいは岸総理を引っぱり出して立たせとか、ないしは市街戦を辞せずというこの言葉は、飾り文句ができませんが、この言葉自体が通常に用いられる私に言葉だと思ふのであります。そういうふうな言葉が、これらの背景によつて作り出されたというのを考えてみますと、どうも破壊法の暴力規定、破壊活動のちろん内乱自体ではありませんが、その入口のところあたりには明らかにどうも触れてきた、こういうふうには私は思ふを得ないものであります。そこで調査をいたす、こういうことなのであります。そこで、今の全学連の問題でござりますが、これは私ども実は非常に心配しているわけでありまして、全学連の御承知のように全体の構成約二十九万でありまして、その大部分は、私どもの処置を大いに不満が、遺憾とするところと思ひます。しかしながら、その中核部分——約二千人と踏んでよろしいのでござりますが、中核部分は、どうもこういふ考え方がよつてリードされているわけですね。いわば二十九万がそれによつて利用されているというふうには私は思つていられるわけでありまして、しかし、組織として見れば、明らかに全学連の名称をもつて機関紙を出し、通達を出し、運動を展開しておられるわけでありまして、この点もどうも私ども非常に悩まがあらうわけでありまして、何もそうだといい、大部分の二十八万何かがそのの学生諸君の全部がこれに私は当たらないと思ふのであります。しかし、その頭の、その全体の団体を率いて号令をかけているその頭の中核部分は、いかにもそういうふうな、われわれの問題にひっかかるような考え方と、事態が出てきているというところに相なるわけでありまして、この点は、私も事態を見まして、実はどうも割り切れぬものもありまして、さて団体はどうかと申します、どうも頭はそうである。だから、丹頂ツルと言へばここに丹頂ツルの的確な事例であります。やはり団体としてどうかというところになる、これは団体としてそういうことを言つて、団体の政治的な機関が、機関として動かしているその行動が、そういう今申し上げたような事態になるという、やはりそこはそういうふうな一応考えざるを得ない。社会主義学生同盟や共産主義者同盟は、ほとんど全員がそういう考え方でありまして、これについては私どももそういう悩まがあらうわけでありまして、全学連については、いろいろ高田委員の御質問のようには私も内心悩みを感じておりますが、どうかといつて、今申し上げたような事情でございまして、一応とにかく調べてみる。しかし、その調べにあらうか、私どもとて、そういう事情があらうから、私どもとしての十分なる考慮のもとに、とにかく妙なことはやめろ、ただ必要なのは、そういうふうな中心分子がどういふような方向において動きつつあるかというところだけを確かめろ、こういうふうな指示をいたしまして、良識ある学生の行動をいかに導くかというふうなことは、全然いたす考えはございせん。

は、そういうふうな中心分子がどういふような方向において動きつつあるかというところだけを確かめろ、こういうふうな指示をいたしまして、良識ある学生の行動をいかに導くかというふうなことは、全然いたす考えはございせん。

○高田なほ子君 まあ公安調査庁も、全学連を破壊法の容疑団体として規制することについては、割り切れない考えを持つていふことが明らかになつたのですが、全く私もその通りだろうと思ふ。その内乱そのものではなからうとも、内乱の予備、陰謀が確かにあるというところは、これは思想方面から調査した結果、そういう結論を出されたのですか。

○高田なほ子君 この内乱の予備、陰謀のおそれがあるものとして全学連を容疑団体としたということに、御答弁の中からお受け取れるわけなのですが、今お説の中に、動議闘争の中で、武器を集めろなどと叫ぶ者がいる、なんというお話が出ていますけれども、これはねえ上りの一人、二人の意見が常識的で、こういうのはねえ上りがみんないうけれども、一人、二人のはねえ上りの意見で、ここであんな、お取り出しになつた、そんなものは通用しないので、全学連の中にも一人、二人のそれはねえ上りがいるでしようけれども、この全学連、二十九万の学生の団体自体が、はたしてその内乱の予備、陰謀を持つたおそれがある団体であるかどうかといふことの判断については、これは私、相当慎重になされなきゃならぬと思ふんです。なぜならば、この全学連が破壊法の容疑団体であるとい

うような指定をされれば、これは必然的に学生運動を過激させる結果になるんです。それは公安調査庁の今の考察は、割り切れないとは言ひけれども、全学連そのものが破防法の規制団体だということになってくれば、これは学生運動をもう最大に私は押さえるものだというふうに考えるんです。ですから、もし、そんなにおそれあるものであるとするならば、これはよほど、その証拠固めというものをしなきゃならぬように思ふんですけれども、一体どういう方法で全学連に対して証拠固めをしていらいしやるんですか。

○政府委員(関之君) 今の全学連の問題につきましては、まことに高田委員と私は感を通じやうなものであります。決してむちゃなことをする考えはございませぬし、学生運動の健全な発展のために慎重な考慮をすべきことは、これはもう申すまでもないところなのであります。そこで、その調査の仕方でありまして、これは御承知の通りに、破防法には強制調査権というものはございせん。従つて、すべて、可能な、任意な方法によつて、その学連の中核分子です、学連の中核分子の積極な運動ないしは各種の謀議、画策というものを調べるというところに相なるのであります。で、方法は、要するにそういう任意な方法によつて行なうということになるのであります。

○高田なほ子君 そうすると、今あれですか、全学連の中核部に対して調査権を発動しているということになるわけですか。

○政府委員(関之君) 大筋としては、大体そういうふうに御了承いただいで

けつこうであります。問題は、約二千前後の中核分子の行動でありますから、あとのことについては、私どもは、もう手を出す余裕もございせんし、現在の段階においては、その一番中心のところに限つて、とにかく一応、このような文書を作るその中核に向かつて調査をいたしている、こういうことであるのであります。

○高田なほ子君 そうすると、今の段階は、これは破防法容疑団体として中核部の捜査を公安調査庁が進めつつあると、こういうことになるわけですか。御承知のように、この破防法の四条一項の中には、一つの政治的ないしは社会的な目的を以てして公務執行妨害をしたり、あるいは職務に對して反対をする行動をしたりというやうな、いわゆる刑法九十五条に規定するものが破防法四条の適用になるように考へてゐるわけですか。でも、どうも今御説明を聞くと、内乱の予備、陰謀のおそれのある団体——そのおそれ、将来先のおそれがある団体として今調査をしていられるというお話ですけれども、どうもこの内乱の予備、陰謀には、やっぱり凶器、武器、そういうものが私には一つの破防法適用の条件になつてくるというふうに考へるんですが、思想的に、自衛隊を解散しろとか安保条約に反対だからと、いって、にわかにその破防法の容疑団体だというやうな形で捜査を進めていられるという点にも、私は、はなはだ疑問を持つんですが、竹内刑事局長、この場合、破防法の第四条の一項にいう凶器というものは、どういふものを凶器と言ふんですか。政治的意見をもつて、内乱——日本の国の政治を變

革する目的を持つてゐるもの、その内乱のために必要である凶器、そういう凶器というものは、一体どういふものを凶器とさすんです。旗ざおとかプラカードも、やっぱり凶器というふうに考へていらいしやるんですか。

○政府委員(竹内壽平君) 私どもこの破防法四条に書いてございませぬ凶器という意味につきましては、破防法で特に別の意味があるというのではなくて、やはり刑法その他の法律に凶器という文字がございませぬし、またその凶器につきましては非常に古くから幾つかの判例がありまして、解釈はほぼ確定してゐるというふうに考へてゐるわけです。その解釈は、同時にこの四条の凶器にほゞ適用されるというふうに思つておられます。今日まで明らかにされております解釈によりますと、たゞいま御指摘のプラカードとか旗ざおというやうなものは一般的には凶器の中に入らない。ただ、まあ特殊な形態をしてゐるやうなもので、これは竹やりといつたやうな、先をとがらせてあるとか、そういうやうな特殊な工作の施してありますやうな旗ざおということになるんですが、やはり凶器の中に入らざるを得ないんじゃないかというふうに解されるのでございませぬが、一般的に申し上げてプラカードあるいは旗ざおというやうなたぐいのものは、凶器の中に入らないという解釈でございませぬ。

○高田なほ子君 公安調査庁にお尋ねいたしますが、今凶器の定義が局長から御説明があつたわけなんです、全学連の使つた竹ざおとかあるいはプラ

カード、そういうものも、将来政治的目的をもつて多衆共同して内乱を発生させ、あるいは団体を変革させる、そういう予行演習であるというやうなものを見方をされて、この破防法容疑団体というふうに指定されたのですか、どうですか。

○政府委員(関之君) この破防法の凶器の点は、全く今の竹内刑事局長の御説明の通りでありまして、旗ざお自体が凶器になるとは考へておりませぬし、そのやうなことは国会審議のときにおきましても問題になりまして、一応そういうやうなことに審議上はなつてゐるわけでありませぬ。それで、全学連ないしは日本社会主義学生同盟あるいは共産主義者同盟、こういうやうなものが、たゞいま私が申し上げたやうな基本的な考え方の根本が、そこを以てしてゐるというところは、これはもうこれだけの証拠がありましたらば、何人も私は疑ひことができないと思ふのであります。従つて、はるかかなた何月何日に革命を起こすということを——まだその段階ではありませぬが、それを以てして彼らが運動を進めようとするというところは、私は疑ひないと思ふのであります。そして問題は、そのやうな危険な積極な行動を目途として、その目的に進んでゐるわけでありませぬ。その段階においては、もちろん今申し上げたやうな法に触れないやうな行為をいたす、これもあり得ると思ひますが、だんだん触れていく。そして積極な行動から内乱の実行というところに相なると思ふのであります。こういうことになるのであります。そこで、私はこの竹ざおとか、あるいはプラカードが内乱の武器

になるというふうに、すぐそんなことには考へておりませぬ。やる段階になりますと、おそらくそんなものは問題でない。もう少し違つた方法がそこにとられるであらうかと思ふのであります。まあそういうやうなふうに考へておられます。すべて予行演習であるか

いなかという問題であります。これは私はそれらの行動が直ちに予行演習である、こういうふうには思つておりませぬ。思つておりませぬが、予行的なもの、現実に革命を起こす——予行といふことではありませぬが、それを作り出す、一つの基盤を作り出すものである、こういうやうな努力を重ねてゐるものである、こう思ふのであります。それで、もちろん今日常識的に考へてみまして、これらの思ひ上がった学生諸君が、それだけの学生諸君だけでもつて社会を変革せよといふやうなことは、いろんな事情を考へてみまして、それはおそらく非常に困難な、あるいは不可能であるといふやうな、公平な判断が出てくるかと思ひます。思ひますが、さりながら、彼らは主観的にはそういうやうな目標を目途として、とにかく動きつつある、しかもその数は一人や二人ではなくて、千、二千というやうな人々の一応結集で、しかもバックとしてやういふ基盤を利用してゐる、こういう点は、どうも全体の問題を考へてみる上において判断してみなければならぬ問題と、このように考へるのであります。

○高田なほ子君 くだくだとなるわけですから、具体的に安保改定反対あるいは今言ふやうな自衛隊の解散とか、軍事基地を撤退せよといふやうな、そういうプラカードを今後もち

て時の政治に対する不満を表現する方法のまずさから、たまたまいろいろな誤解を招き、その誤解に基づくあなたの方の調査庁のものの見方が、それを直ちにこの内乱の予備、陰謀ありとして、これを一々きつく取り締まり、調査していくというやり方については、よほど一つお考えいだだかないと……。

また、今学連の今後の行動について、具

體的にどういふ行動だということをお尋ねしたところ、まあ破防法の五条——七条をお出しになっているわけですが、それでも、それは何も凶器を持って組織的、計画的にかつ継続的に、日本の国の騷擾を目的として行なっているものではないというような考えを、一つ十分に確かめられて、学生運動に対して權力がやたらに介入することのないように、私らも心から願つてやまない。なせなれば、權力の重圧に対して、われわれこゝういふ年配の者でも、やはり何くそという氣持が起こってきます。若い者に対して、權力の重圧や不愉快

な捜査とか、非常に不明朗な調査というものが及んだ場合に、むしろ平地に波乱を巻き起こすようなもので、かえって政治権力者が学生運動を挑発して、そして破防法適用を拡大させていくというような、そういうこともやりかねないんじゃないかという気もするわけです。破防法が制定されたところに、私どもは国会において大いに戦って、こういふ悪い法律は成立しないように望んだんですけれども、とうとうこれは成立して、その破防法を適用させるために、いろいろな学生事件と

か何とかでつち上げ事件が出てきて、それで戦防法の適用ということを合法的にやるような政治背景ができてい

わけです。現在やはり安保条約の改定批准という問題は、単に社会党とそれから岸内閣との対決という問題でなく、全国的な問題であり、全国的な疑惑を持っている問題でありますから、おそらく全学連も今後この安保批准に対しては、やはり反対の運動を続けていくでございましょう。われわれもまた反対の運動を続けていこうと思っております。労働組合も、それから一般の宗教団体も、そういう運動に立ち上がったことは必至だろうと思っております。そういうことを直ちに内乱の予備陰謀ありとして、そうしてこれを調査の対象にするというようなことがあつては、破防法が一番おそれているところの思想あるいはその自由、それから集会の自由、言論の自由というものが、きわめて脅かされるというやうな結果にもなりかねない。従つて、その全学連のはね上がりについて、学生に対しては、当然大学当局が、これに注意を喚起し、そうしてまた大学当局みずからこれを教育的措置するといふ方法もあるわけなのでありますから、どうか一つ破防法の容疑団体というやうなことで、やたらにこれを押えて、これを解散に導くやうなきつかけを作ることではなくて、健全な学生運動といふものは、当然やはりこれを進めさせていかなければならぬものなんです。歴史の発展の過程では、これはもう絶対に学生運動は必要なんです。これに不当なる調査をされたり、また思い過ごしをされたりして、学生運動に圧迫を加えるやうなことがくればならないように、もし個人的に必要があるならば、それは個人

の問題として、おやりになったらい。団体それ自体を網に引つけて、ここに全学連の九州支部があるといふ、その支部にまでどんどん調査官が調査をしていくといふやうな、全国一律にねらうやり方というものは、私は破防法の正しい運用の仕方ではないといふふうに考えます。どうしてもしやらないといふふうに考えられる。ですからこれは十分一つ御注意いただきたい、今後の、将来の行動を見てから破防法適用の団体にするかしないかをきめるというのは、これは見方によつては、やはりおどかしです。おまえが今後これをするかどうかを見てからやるんだと、執行猶予みたいな形で学生運動を見ようといふことも、これは私はあやまちじゃないかと思ふ。今後の動向によつていふやうな話ですけれども、もしそらだとするなら、大学当局や何かともいろいろ私はお話し合ひがあるべきものだと思いますけれども、公安調査庁としては、大学当局あたりと学生運動について積極的なお話し合ひといふものがなされたやうなことがあります。あるいはまた文部大臣は、羽田デモ事件に際して、積極的に学生運動を抑えろといふやうな強い見解を持っておるやうであります。文部大臣と、それから公安調査庁といふものは、学生運動に対して何か連絡があるのか、そこら辺の事情を一応最後に承らしていただきたいと思ひます。

を得ない、こういう立場で、すべて正當な調査を展開している所存なのであります。もちろん二条、三条その他の法律の全趣旨にかんがみて、必要最小限度にとどめるという高田委員の御指摘のやうに、とにかく学生という特殊の身分で、私どもも経験のあることでありますから、その点は、私どももやおおらかな気持ちでその行動を見たい、しかし、それかといつて、どうこう言ふことは、どうも国家の全体的な秩序から見まして好ましくない、こういうふうな考えから調査をいたすわけでありま。今の大学あるいは文部省との関係であります。今、私ども、役所が、こゝろから破防法の運用という関係上、とかく学生運動の他に、どうあるべきかといふやうな問題は、私自身としては持つていないわけではありますけれども、それをもつて大学の先生にどうこうするとか、あるいは文部省の方々に、おれはこう思ふからあなただけはこうしなさいといふやうなことを、言ひ意思は毛頭ありません。それは、かえつてどういふことをやりますか、これは、思想問題について私どもの介入になるわけでありま。意見の聞かれた場合には、実は原因は、こゝろにどういふやうな問題があるといふやうなことは、お答えすること、今までもありましたが、今後もういふことをいたそうとは思ひますが、ただ積極的に私どもがどうこう言ふことは、どうも長い目から見たら、私どもはそういうことをしない方がよいのじゃないか、そういうことを申し上げますと、どうも学生運動に介入するとか、あるいは健全な学生運動自体に対して

私どもが入つていくとか、いろいろな問題が生ずるのでありますからして、今のところは、そういう事態に私どもは積極的に介入して、大学の先生その他にいろいろなことを積極的にこちから持ちかけるといふことは慎しむべきことであるといふように私は考へております。

○高田なほ子君 私の質問の趣旨を聞かして御答弁になったのでしうか。あなたに介入されては困る、ただ文部大臣が、羽田のデモ事件に対して、学生運動に対しては強硬な態度に出るのだといふやうなことでありますから、多分公安調査庁あたりにもいろいろと連絡があつたのじゃないかと思つたので。そういうやうな連絡がなかつたのかといふこと、もう一つは、大学当局の中でいろいろ、ここにも資料を持つてきているのですが、九州大学あたりでも、これは大へんいろいろ問題を起こしているわけです。これはやはり九学連の中の三名の学生を対象とした調査らしいのですけれども、こゝろよりやないごさを起こすのでなくて、調査官が勝手に学生の生活とか学生の自治の中に踏み込んでいくのではなくて、むしろこゝろのおそれのあるやうなことがあつた場合に、大学の自治といふものを守るために、調査官派遣の前に、大学当局と何かお話し合ひでもつて解決できたならば私はすべきものだと思うのです。学生独自の、学園の独自の判断にまかせるやうな方法だつて、私はあると思ふ。そういうやうなことをするために、お話し合ひといふもの、あるときにはあつてもいいのじゃないかといふことです。介入されては困るのです。だからそ

ういふ意味で私は聞いています。○政府委員(関之君) 文部省との関係につきましては、これは今申し上げたやうな調査上、各種の資料がここに出てくるわけでありま。入手して今御紹介したやうなものが……で、向こうの方から、どういふやうなことを考へていかうといふやうな、何か資料があつたらばもらいたいといふときには、その資料は文部省の方に、関係の方々に差し上げていくわけですが、具体的な調査の問題で、大学当局との連絡であります。これは私ども必要最小限度……とにかくすべて学園の問題はいろいろなトラブルの起きから、もし大学の先生の方々に何か御連絡申し上げて、問題を打開するのには、賢明な方法があるといふときには、やはりそういうやうな方法をとること、いたしてあります。そうかといつて、そこまでは問題を持つていかずに済むこともあつた、だから問題は、そういうやうな観点から、すべて一がいに全部御相談するといふことでもない、しかし賢明なる処置、最も便宜にうまい事をはかるといふやうな観点から、場合によつてはもちろん御相談申し上げることもあつたのであります。

○高田なほ子君 今度の全学連の二つの問題について、公安調査庁は、何か大学と関係がありましたか。

○政府委員(関之君) 二つの問題と申しますと……。

○高田なほ子君 国会デモと羽田デモの事件です。

○政府委員(関之君) 別に大学当局の方とは関係ございせん。

○高田なほ子君 全然ないのです。

らかにするために押収物件の、今お蔵
がありました目録の作成にかかったの
であります。学生部長が、目録を作成

するだけならば私の部屋に行きましょ
う、こういうふうなことで、さらに補導
課長も、八時三十分からは授業が始ま
るから、学生が来るからというので、
押収物を持ちまして五名の警察官が学
生部長室に移動しました。他の警察官
八名は、学校前の巡査派出所に引き揚
げて待機していたのであります。午前
八時四十分には学生部長室でその
目録を作成し終りまして、その押収
品目録を経済学部長に手交いたしました
て、証拠品との照合に入りましたところ
が、学校側の方から一つ異議が出まし
て、押収物件の一部に羽田デモに關係
のない書類があるという異議申し立て
があったのであります。執行者として
は關係ありと認めたものだというふう
に回答いたしました。結局まあ見解
の相違ということで、その押収捜索は
九時二十分に照合を終了したというこ
とになっております。

この間に、八時四十五分ごろから九
学連の委員長ら学生が同室に入り込み
まして、照合が終わるころには約十名
ぐらいになっておったのであります。
その目録の照合を終了した後に、学生
部長から、学生にも納得のいくように
話してもらえないか、こういう旨の申
し入れがありましたので、これに応じ
まして、学生側の要求により、令状を
示したところが、学生らは、何の理由
で九学連の書記局を捜索したのか、そ
れから学生代表の立ち会いなくしてな
ぜ捜索したか、九大自治学連の書類も
あるから返してもらいたい、こういう
抗議があったのであります。これに対
して警察側は、裁判官の発した正当な
令状によつたものである、それからこ
の押収捜索は、学校の施設内にあるか

ら学校当局の立ち会いを得て行なつた
のだ、学校当局の立ち会いを得ないで
やったのではないのだ、なお、学生側
の立ち会ひの来るのを一時間も待つて
おつたのである、押収物は令状に示す
羽田デモ事件に關係のあるものばかり
なんで、直ちに返すわけにはいかない
のだ、こういう旨を説明いたしました
が、学生らはこれに納得せず、説明が
終わつても、帰ろうとする警察官を取
り囲んで、そうして押収物に手をかけ
て押収物件を奪取しようとするといふ
ようなことなどもありました。学生部
長室一帯は相当険悪な空気がなつてし
まった、こういうことであります。そ
こで警察側は、混乱を避けるために、
やむを得ず押収物を一時経済学部長に
預けまして、そして付き添つて監視し
ながら、なおしばらく話し合ひに應じ
ていたのであります。その後、学生側
は刻々その数が増加してきまして、約
五百名ぐらいになりました。警察側に
對して抗議を繰り返して、再三にわた
つて、学校当局及び警察側の説得に應
ぜず、すわり込み、実力で警察側の押収
物件の持ち帰りを阻止するといふよう
な態勢を示すに至りましたので、警
察としましては、派出所に置きまし
た一個分隊を含めて三個中隊——約三
百名であります——の警察部隊を
招集し、一方、大学当局に對しては、
すみやかに学校内にある警察官を押収
物件とともに帰してもらいたい、こ
れ以上事態を悪化遷延せしめるなら
ば、やむを得ず実力行使をしても帰さ
ざるを得ない、こういう申し入れをし
たのであります。これに對して学校側
では、緊急学部長会議を開いて学校側
の態度をきめて、学生を説得するのだ

から、少し実力行使を見合わせてもら
いたい、こういう要望があったのであ
ります。そこで、学部長会議を開催し
て、その結論として、午後三時四十分
ごろ、高田学部長代理が、学生に對
して、警察側にはいささかも違法行為
はない、学生は警察官が差し押さえる物
件の持ち帰ることを阻止してはいけない
といふことを学校側から説得してお
ります。しかしながら、学生はなおす
わり込みを解かず、押収物件の持ち帰
りは不可能であつたので、警察はその
後も学校当局の説得を要望する一方、
原本部の警備課員を学校に派遣して学
生の説得に当たつたのであります。が、
学生側は全く応ずる気配がなく、午後
八時十五分ごろ、山田学長から学生側
を説得したけれども、学生は聞いてく
れない、これ以上の判断は警察におま
かせいたします、こういうことの回答
があつたのであります。そこで、八時
五十分ごろ、招集していた部隊のうち
の二個中隊を大学近くに前進させまし
て、そしてやむを得ざる実力行使の態
勢を整えたのであります。そして、午
後の九時四十分ごろから広報車——警
察の伝達のための広報車でありまし
て、この広報車だけを正門前に出しま
して、そして警告の広報を開始いたし
ましたところ、学生側は正門を閉じて
しまひ、そしてそれに針金等で補強し
たしまして、約百名の学生が配置につ
いて、あくまでも実力をもつて阻止し
たのであります。それから、やがて午
後の十時六分に、正門に山田学長が出
て参りました。先ほどは警察に、もう
どうにもならないからまかせ、こうい
うことを言うておつたのであります。け

れども、いま一度話し合ひから待つて
ほしいと、警察側に懇請してこられた
のでありますので、警察側は、さらに
学長の説得を期待いたしました。やむ
を得ざる実力行使を差し控えて、状況
を見ておつたのであります。そこで、
学生側と学校側との話し合ひは、今度
は翌日になつてしまつて、二十二日の
午前一時過ぎに一応終了したのであり
ます。けれども、学生側はなお納得しな
いで、「無抵抗の抵抗」と稱して、ま
すますスクラムを固く、氣勢を上げる
に至つて参りましたので、警察側とし
ては、やむを得ず一時五十分から、正
門から一個中隊、裏門から二個中隊を
学校内に入れます。十分に警告を行
なつたあと、校舎の廊下並びに学長室
の周辺にすわり込んでおりました三百
五十名の学生を排除いたしました。ま
して午前二時五十六分に押収物件を
確保して、そして三時四十分、学生の
解散とともに警察も学校から引き揚
げた、こういう事情になつておりま
す。

今、高田先生の、違法な押収捜索を
やつたといふことに対しては、実情
は違つておりますので、この点、御了
承願いたいと思ひます。

○高田なほ子君 実情を承りました。
私の方の調査ともまた違ひ。この食い
違ひは、また次の機会に十分質問でた
だしていきたいと思ひますから、これ
で……。

○委員長(大川光三君) ほかに御発言
もないようでございますから、本件
につきましては調査は、この程度にと
どめたいと存じます。

○委員長(大川光三君) 次に、昭和三十
五年年度裁判所關係予算並びに同法務
省關係予算について調査を行ないたい
と存じます。

御質疑のある方は御発言を願いま
す。

○高田なほ子君 売春対策關係の予算
は、厚生省の方と二つまたがつておる
ようですから、法務省の方だけでは
ちよつとこの全般をお話しただけで
面がむづかしいんじゃないかという気
もするわけですが、この婦人相談所と
それから婦人相談員、これは予算から
見ると、相談員の数がだいぶ減つたよ
うにありますが、説明していただけます
か。——ちよつと私、資料を置いてき
てしまつて……。

○政府委員(大澤一郎君) 御質問の婦
人相談員關係は厚生省で、ちよつと法
務省ではわかりかねます。

○高田なほ子君 婦人相談員と婦人相
談室とというのは、やはり更生保護の面
で、それから法務省の売春關係の問題
とやはり密接な關係を私は持つてい
ると思ひますがね。こういう、売春の更
生問題については矯正教官あたりと何
も連絡する機關といふものはないん
でしようか、どうなんでしょう。

○政府委員(渡部善信君) これは、仰
せのごとく、婦人補導院から退院いた
しました者は、厚生省關係の婦人相談
員の方々のお世話にならなければなら
りませんので、各補導院では密接な連
絡をとつております。私の方には、実
は特殊面接委員という制度を持つてお
ります。これは部外の方々が退院後の指
導援護をやつていただきますにつつま
してのあらかじめの御連絡を申し上
げ、部外の調整をとつていただくため

にそういう制度を持っておりませんが、
そういう特殊面接委員に相談員の方が
なつていただきまして、入院中から退
院後のことを御相談申し上げておりま
す。

○高田なほ子君 まあ今言うよりな婦
人相談所の職員の仕事というのは、と
ても保護更生の面で重要な役割を果は
占めてきておるのですが、これは三十
四年六月一日の官報、この官報の中に
出ている「充実したい婦人保護」とい
う面、これは主として厚生省の方
の言い分がここに書かれてあるわけ
です。もちろん法務省としては「達成し
たい法の目的、こういう見出しでその
後の充春防止法の運用について白書み
たいな形で発表されておるわけですが、
これを見ると、どちらか婦人保護とか、
それから婦人の更生については、ぜひ
とも法務省としても法の目的通り達成
したいというより意味のことが、更
生保護の面を充実したい、こういうこ
とでずつと書いておるわけですが、こ
ろが今度の予算では、更生省の予算に
なるのですが、先ほど申し上げたよう
に、婦人相談所の職員の定員を、たし
か六十四名じゃなかったかと思ひます
が、定員を減らしておるのです。こ
の減らした理由については、相談員
がその必要じゃなくなったという観点
から減らしたのじゃないかと思ひので
すがね、ただ、やぶから棒に減らすわ
けはないと思ひますが、そうすると、
これは法務省の方では更生保護の相
談室を拡充したいというよりなこと
で、やっていたわけですが、相談員を
減らして相談室だけ拡充したいとい
つた、これは工合が悪いような気が
するのですが、こころの関連という

のはどういふふうになっておるのだ
か、ちよつと私にわからないので、こ
の点をお話ししていただきたいし、そ
れから定員を減らしたというところにつ
いても、どうも私現状から見ても納得い
かないのです。あなたのお考えで、す
なはち厚生省じゃないからおわかりになら
ないと思ひますが、あなたの考えを聞か
していただきたい。

○政府委員(渡部善信君) 実は充春対
策の一環といたしまして、検察庁に更
生保護相談室というものを作ってお
るのでございます。これは事件の処理に
当たりまして、起訴を相当とするか、
あるいはその他の補導によつてまかな
い得るか、その辺の判断を下す資料を
集めるために、更生保護相談室を設け
ておるのでございます。この更生保護
相談室には保護司の方々と、それから
更生省の婦人相談員などもお見えに
なつておると思ひのでございます。そ
ういふ面では御協力いただいております
と思ひのでございます。ですが、この婦
人相談室そのものは厚生省の所管で
ございまして、また、相談員の方々も
更生省の所管でございまして、その辺
の事情、ちよつと私、はかりかねるの
でございまして、ただ、われわれとい
たしましては、なるべくそれは拡充して
いただきたしまして、事後の処理にも十分
お手当にいただきたいという希望は持
っております。

うことと、それから法務省が考えてい
る法実施後の状況というものと見比べ
まして、はたして後退するような現状
であるかどうかというところに、私疑
問を持てておるわけなんです。その点
はどうでしょう。

○政府委員(大澤一郎君) 予算面から
概略申し上げますが、充春対策関係の
予算といたしましては、いわゆる捜査
費の増につぎましては、他の検察
費の中に計上されておりました、これ
につきましてそのうち幾らが充春関係
の検察費であるかというところは、これ
は予算上明記されておりました。しか
し、検察関係のいわゆる検察費は、昨
年度の一般事件の増に伴ひまして増加
を示しておるものであります。特に充
春関係といたしましては、検察庁にお
きましては、充春犯罪対策のための会
同開催費三百三十一万、鑑定謝費百七
万といふものが前年度同額で計上され
ておるのでございます。このうち、一
部いわゆる行政経費の節約を受けまし
て、三割ぐらゐの減は受けております
が、項目としましては前年度同様に計
上されておる次第でございまして、
また、ただいま矯正局長から御説明
申し上げました検察庁にございまして
更生保護相談室の関係経費も、前年予算
通り四百四十万円が計上されておるわ
けでございまして、ただ、減少いたし
ましたのは婦人補導院の関係経費で、二
百五十万ばかりが減になつておる次第
でございまして、これは婦人補導院の収
容施設の備品費でございまして、御承
知のように婦人補導院の新営は、昭和
三十三年予算で認められまして、三
十四年度にまたがつて建設いたしまし
て、昨年度中に器具器材等の購入をは
じ終了したわけでありまして、ただ、三
十五年度におきましては、エキス線装
置の三百万円が必要が生じました。こ
の三百万円を差し引きまして、二百六
十万の減といふことになつておる次第
でございまして、いわゆる婦人補導院の
収容費と申しますか、収容者に対する
処遇その他の経費につきましては、収
容所費の日用品等のむしろ値上げを認
めまして、はなはだ些少ではございま
すが、四万五千円の増になつておりま
す。収容者の数も大体二百人を予定し
ておりますので、大体法務省関係にお
きましては、ただいま申し上げました
一部の器材の購入費等が整理せられま
したという意味で、二百五十万円ほど
の減になりましたが、その他の経費は
大体昨年通り同額の計上をいたしてお
る次第でございまして、

○高田なほ子君 この収容費四万五千
円増になつたお話があつたのですが、
四万五千円国庫の予算で増になつたか
らといふ、大した影響もないと思ひ
ますが、あまり不思議だから、一応念
のために伺つておきたいのですが、何
で四万五千円ふえるわけですか。

○政府委員(大澤一郎君) 石けんを
ございまして、日用品の単価の増を
見まして増額になつたわけではござい
ません。

○委員長(大川光三君) ちよつと関連
して私から……。収容人員のお話があ
りました、本年度は二百人を予定し
ておるのですか。収容人員はそこで前
年との比較はどうなんですか、その
点を。

○政府委員(大澤一郎君) 収容予定人
員は前年度同様の二百名を予定してお
ります。

○高田なほ子君 あれですか、単価増
になつたというのは、物価の値上がり
等でもつてそれを上げたんですか。
それとも単に予算の体裁上こういうふ
うに上がったということなんですか。

○政府委員(大澤一郎君) ちよつと
他を官給いたしますので、その枚数を
ふやしました、また石けん一個を、
今ちよつと覚えておりましたが、つま
り一週間一個というのを五日に一個
にするとか、そういうふうな内容の充
実をはかつたのでございます。

○高田なほ子君 そうすると、私も
委員会では石けんとかわり紙とか、だ
いぶやかましく言つたので、少しふや
したといふことになるのですが、これは
念のために聞きたいのですが、一日や
はり鼻紙四枚から五枚になつたとい
う程度ですか。

○政府委員(大澤一郎君) 婦人補導院
におきましては、一日九・五枚が十
四枚にふえたといふことでございま
す。

○高田なほ子君 その次にお尋ねいた
しますが、婦人補導院の収容費は、法
務関係では四万ふえておるのですが、
これが日用品の単価の増といふこと
になるわけですか、婦人補導院収容費の
四万といふのは、今御説明になつたこ
ころでございましょうか。

○政府委員(大澤一郎君) ただいまの
日用品単価の増で三万六千円、その他
食糧費等の単価増で九千円、合せて
四万五千円といふことになつておりま
す。

○高田なほ子君 それから今婦人補導
院は東京、大阪、福岡の三カ所です
ね、この東京、大阪、福岡の三カ所

で、さらにことし二百名の収容定員をふやすというお話をすけれども、この三方所の中にこの二百名というもののふえた収容人員が収容されるようになるのですか。

○政府委員(大澤一郎君) ただいまちょっと御説明の言葉が足りなかったかも知れませんが、つまり一日二百人の収容を予定しておるといふことでございます。

○高田なほ子君 そうするとそのところよくわからないのですが、一日二百名の収容を予定しておるといふのは、どういふわけですか。

○政府委員(大澤一郎君) 定員が二百名ということでお考えしておるわけでございます。

○高田なほ子君 今、東京、大阪、福岡の三方所に何人の婦人が補導されているわけなんですか。

○政府委員(渡部善信君) 私からお答えいたします。実はまだ東京と九州は本院ができてないのでございます。大阪だけが本院ができておりますが、従って、これが本院ができてから、収容もふえてくると思いますが、現在の一月末の状況は、栃木に実は分院がございますので、東京の婦人補導院の分院でございますが、ここに七十五名。それから大阪は本院でございますが、大阪は七十一名。それから九州の福岡の方はふもとに分院がございますが、ここで三十四名。合計百八十名でございます。東京の婦人補導院は今年二月二十五日に完成の予定でございます。三月からこちらで本格的な収容を開始したいと考えております。福岡の方はちょっとおくれてまして五月に入ると思います。

が、本院を目下非常に急いでおりますので、至急に完成して、そこに収容したいと思っております。

○高田なほ子君 そうすると、三十二年から三十三年までの間に更生保護相談室が取り扱った児童婦が二千六百四十八名という大へんな数に及んでいるようですが、統計から見ると、そのうち、約七二%に当たる千九百十五人というものが、やはり婦人補導院あたりに入っており、そうして更生の道を違はなければならぬ人のようでありまして、けれども、今御説明によると、七十五名入っており、この千九百十五名という人数の手のない人たちは、一体どういふふうになつてしまつてゐるのでしょうか。

収容された七十五名はいいですよ。しかし、婦人相談室が取り扱った者の中で、どうしても保護更生の必要があると思う者は千九百何名で、約二千名くらいの人数なんです。その中で七十五名だけは、今東京の、本院ではないけれども、入つてゐると、こういうのです。ところが、この二十五日から本院ができて、収容する施設もできるとなるようですが、そうすると、七十五名以外の収容される者というものは今どういふふうな状態になつてゐるというふうに当局は把握されておるのか、また二十五日から東京にできる本院の中にさしたつて何名ぐらゐの者が収容されるようになるものか、どういふふうになつておりますか。

○政府委員(渡部善信君) 児童防止法で捜査を受けました人たちがいかうになつておりますか、はつきり私の

方に資料はございませんですけれども、昨年中——三十四年の一月から十二月まで栃木の婦人寮に入りまして者は百十四名ということになつております。一月末の現在が七十五名でございますが、現に入つて参りました者は百十四名ということになつておるのでございします。従ひまして、その他千何ぼの残りの者がどうなつておるかといふこととございしますが、これはおそらく起訴猶予処分になりました者、あるいは罰金に処せられた者もあるかと思つてございしますが、さういふ処分では、後の更生を期しておるのではないかと

思つてございします。今度東京の婦人補導院が完成いたしますと、これは収容定員百名でございますので、今後は定員一ぱいに収容いたしまして、なるべく補導処分の効果を上げていきたいと思つておる次第でございます。まことに数としては少ないのでございしますが、実績をあげて、逐次必要に応じて今後の対策を講じていきたいといふふうに考えております。

○高田なほ子君 そうすると、一日二百名の収容計画が今発表されたわけですが、その計画はこゝろにございしますか。そうすると、東京が百名、大阪は現在七十一名で、福岡の方が分院で三十四名ということになると、これは二百五名ということになるわけですね。二百名といふのは、三月から収容を開始される東京の本院の収容人員を目途としてこの二百名という数字を出したわけですか。

○政府委員(渡部善信君) 実は大阪の方も、定員は九十名なんでございします。

それが今七十一名しか入つていないといふわけでございます。もうちょっと余裕があるわけでありまして、まだ入つておりません。九州の福岡にできましますもの、九十名の定員で今作つておるのでございします。従ひまして、それができましますれば、九十名までは収容可能なわけでございます。予算関係では二百名ということになつておりますが、これは三十四年度の実績が、分院ができたために少なかったわけでございます。さういふところから、三十四年度の実績をもととされますので、この点、われわれとしては、少なくとも二百八十名の線を出したかつたのでございしますが、とりあへずのところは、実績もこうであるから、一応二百名としておいて、もしも足らなければ予備費の方で十分見られるから、その点は実績に応じて考慮しよう、こういうことで、一応平均しまして、年間を通じまして二百名といふ予算に相なつた次第でございます。

○高田なほ子君 そうすると、実績から二百名といふことで、今言ふようにな、大へん小さなことを聞くようですが、けれども、私は、政治といふものは、何も大ざつぱなことばかりでなくて、こゝろにこまかいところに注意しないといふ、せつかつの予算も、それから施設も、愛情あるものにならないといふやうな観点から聞いてゐるのですが、さつきのお話の、収容費が四万五千円上がつて、日用品あるいは食糧費もそれぞれ上がるということに予算ではなつてゐるわけなんです。ところが、今お話のように、東京が百名、

大阪が九十名、福岡が九十名といふことに、これはまあ満ばいにはもちろんならないと思ひますけれども、みんな満員になると、これはあなたの仰せの通り二百八十名になるわけですね。そうすると、せつかつ組んだ予算というもの、具体的に言へば、はな紙十四枚になつても、実際には、人が多いから、せつかつの十四枚が、また十四枚にならないといふことにもなりかねないのではないですか、こゝろの場合にはどうするんですか。

○政府委員(渡部善信君) これは、一人に對しましてさういふ標準ができましたら、ふえますれば、それに應じての、収容に伴う費用は見てもらえることになるわけでございます。でございしますから、単価が上がりますと、全体のやはり給与が上がっていくといふことになりまして、決してこの予算で全部をまかなつていくわけではございません。ふえますれば、ふえたに相応いたしました、食糧費から、日用品から、被服費から、全部がそれに伴つて参りますので、御心配のようないことはなかつたと思つております。

○高田なほ子君 婦人補導院の補導処分といふのは、大体六カ月といふふうな線が引かれるわけですが、六カ月過ぎても、まだこれは退院さしては工合が悪いといふ者もあるでしようが、そゝろの措置はどうなつてゐるのか、あるいは六カ月以前に仮退院するといふ者はどういふふうな状況になつてゐるものか、こゝろあたり一つ説明していただけませんか。

○政府委員(渡部善信君) 仰せのごと

く、六カ月になっておりますので、六カ月でまだなおらない者もあり得るわけでございます。これもやむを得ず出さなければならぬわけでございます。その場合の手当でございますが、これは、ただいま高田委員から仰せのありました婦人相談員との密接な連絡によりまして、今後の指導援助をお願いすることになるわけでございます。これは任意のことになりますので、強制はできません。その点は非常に力の弱いものになるかと思ひますけれども、本人が更生の意欲に燃えてくれれば、その線に沿って今後の指導ができるわけでございます。なお、仮退院の者は、これは保護観察所の手で観察保護が加えられるわけでございますが、これも仮退院期間中でございますので、通じまして六カ月をこえますと、今仰せのように観察保護ができませんことになるわけでございます。従いまして、これも厚生省関係の相談室のお世話にならざるを得ないということでございます。さような関係から、われわれの方では、厚生省との連絡は非常に緊密にとつていかなければならぬわけでございます。

○高田なほ子君 その大切な、六カ月に社会に復帰させるようなわけの更で正保護というものは、私は、あまり可能じゃないというふうに考へております。まあ六カ月という期間はどうか、大へん疑問に思ふのですけれども、今一応六カ月となっている、しかし六カ月上で置くということは、今のお話では、大體できないしかけのようになつて

ていようですが、六カ月たてば、社会生活に適応させるような状態にならなくとも、無理でもやりでも出さなければならぬというよりな状態が今繰り返されているわけなんです。そういふ中で、この婦人相談室の世話になり、あるいは婦人相談員とのつながりを持たなければならぬわけなんです。が、今度の厚生予算の中で一番私ひどいと思つたのは、この婦人相談室の定員をものすごく削つてゐるのです。数字を今持つて来ないので非常に残念なんです。あなたがたもきつと研究なすつたら驚いちゃうのじゃないだろうかと思ひます。よくもこんなに定員を減らしたと思うほど、ばつさり減らしてゐるのです。地方の実情はやっぱり婦人の団体あたりといろいろ懇談をする婦人相談室の必要、婦人相談員の必要といふものが、とてもあげられてゐるし、今やはり法務省の見解としても必要なことが明らかになつてゐるわけなんです。六カ月という短い期間であればこそ、なおさら必要であるわけなんです。それが、今言うように、せつかくの受け入れ態勢であるべき相談室なり相談員なりの定員を減らし、予算を減らしといふことになれば、六カ月たつて、今度どういふふうにするかできないような状態に追い込まれる危険性というものを、一応私どもは考へていかなければならぬわけなんです。それにしても、今のたつた三方所の補導院きりないといふことについて

は、これまた充春防止法がさる法だと言われても私はしょうがないと思ふのです。法務省としては、この三方所のほかには何か計画を持たれておられるのではありませんか、補導院の増設とか、その他、六カ月の期間後における対策がどういふようなことがあれば、この際、一応伺わせておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡部善信君) この六カ月の期間と申しますのは、ほんとうは實際われわれとしても短か過ぎるかも知思つておるのでございます。ただ、この六カ月にになりましたにつきましては、刑罰規定との対比から、どうしてもこの六カ月上という線が出なかつたのでございます。われわれもいたしましては、この六カ月の期間を最も有効にどうしてやつていくかといふことの大きなむずかしい問題に取り組んでおるわけでございますが、で、仰せのごとく全国三方所、定員二百八十人で、あまりに少ないのでないかといふ仰せでございますが、確かに充春の数その他の点から考えますれば、非常に少ないと思ふのでございます。で、ただいま申し上げましたように、まだ補導院も本格的な施設ができていない現状でございます。本格的な本院を作りまして、そしてこの実績をやはり積み上げていきまして、これだけの成績を上げておき、充春対策としては必要なものなんだといふところの実績を上げて、そしてこれを増設していくといふふうな方向に持つていかなければならぬと思つておりますので、極力本院ができてから、その成果を十分発揮するように今後努めていく、そしてほんとにこの補導処分といふものの効果を上げて、早急に増設といふ

方向に持つていきたいといふふうに考へておる次第でございます。

○高田なほ子君 そりすると、あれですか、さしたつては、この大阪と東京と福岡の三方所で実績を上げるような施設をしながら積み重ねていく、当分はこれ以上の増設というものは考へていないといふことになるわけですか。

○政府委員(渡部善信君) 三十五年度ではそのままでいまして、その成績を見た上でのことにしたいと思ひます。

○高田なほ子君 充春対策とこれは関係があることなんですけれども、犯罪の検挙件数を、いつかやはり法務省の資料でもって拝見したのですが、充春の誘致ですね、ボン引き、この中に少年の数が非常に多く数字的に出ておりますけれども、この実績はどうなっておりますか。今資料はないのでございますが……

○政府委員(渡部善信君) この問題につきましては、刑事局の方で十分資料を整えておると思ひますので、後刻刑事局長の方からでも詳しくお答えするようにならうと思ひます。

○高田なほ子君 この問題について、私は刑事局長から……ひもの問題があまりしたですね、法務省として、ひもの取り締まりを強化するといふようなことがあつたのですが、法務省の資料を見ますと、充春を誘致するいわゆるボン引きですか、そういうものの数の中に、少年の数がとても統計ではふえてきておる。だからこういうことに對して、法務省ではよほどこれは研究しなければならぬところになっておる

のじゃないかといふような気持ちから、今質問をしたわけですが、これは後刻伺わせてもらふことにいたしました。

私は充春関係についてはこのくらいの程度です。

次に、裁判所の関係について一つ伺つておきますけれども、今度書記官ですか、待遇改善で何か号俸調整の予算が組まれておるようですが、その総額ほどのくらい組まれておるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えいたします。

裁判所書記官、家庭裁判所調査官の号俸調整の金額は、一億九百四十九万九千円でございます。

○高田なほ子君 その号俸調整に何か条件がついてゐるのじゃないですか。勤務時間について。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 条件と申しますか、権限の拡充及び勤務時間の延長等のことは、大蔵省との予算を入れてもらふにつぎまして、何と申しますか、条件ということはないんですが、大體さうなことにいたしたいといふふうには答へてあるはずでございます。これは主として人事局の所管でございます。正確なことは人事局長からお答えいたした方が私は正確かと思ひますのであります。

○高田なほ子君 人事局長はお見えになつておられるのですか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) きよりは特にお呼び出しがございませんでしたので、参つておりません。

○高田なほ子君 号俸調整一億九百

万ですかの予算を組まれたことは、これはけっこうなんです。ただ、その権限の拡充ですか、どんなふうに権限の拡充をされるのか。これはおわかりですか。また、勤務時間の延長ということは、これは私は問題だと思ふ。号俸調整をするにあたって勤務時間を延長しなければ号俸調整ができないという、そういうやり方については、疑問があります。大よそどのくらいの勤務時間の延長が考えられているのですか。大よそでいいのですが……。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えを避けるわけではございませんが、いずれまたこういうようなことは人事局長が参りまして答弁させていただきますかと思ひます。

○高田なほ子君 その勤務時間の延長の問題は、私の詳しく聞きたいところなんです。人をばかにしていますよね。不当な給与の、その号俸調整をやるというのに、勤務時間を延長しなければ号俸調整ができないというようなことは、これは全く冒瀆ですよ。こんなことはあなたに言ってもしょうがないですが、内容を聞かなければわからないですが、はなはだけしからぬことだと思ふ。実はこれをお伺いしようと思つて、それで質問を始めたわけなんです。しかし、当面の方がお見えにならないとあれば、また次の機会にでも聞かしていただくことにします。私は最終所関係では大休今のところこの問題だけです。

○委員長(大川光三君) ちょっと高田君に申し上げます。ただいまの御質問の点は、いずれ裁判所職員定員法の一

部を改正する法律案の説明があるときに関連しまして、御注文の説明員に来てもらつて説明を聴取したいと思ひますから、さよう御了承願ひます。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始めて下さい。

ほかに御発言がなければ、本件についての調査はこの程度にとどめたいと存じます。

以上をもつて本日の議事は終了しました。

次回の委員会の期日は、追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時四十六分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、不動産登記法の一部を改正する等の法律案

不動産登記法の一部を改正する等の法律案

不動産登記法の一部を改正する等の法律

(不動産登記法の一部改正)

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第七条

ノ二)

第二章 登記所及び登記官吏(第八条—第十三条)

第三章 登記ニ関スル帳簿及び図面(第十四条—第二十四条ノ二)

第四章 登記手続

第一節 通則(第二十五条—第七十七条)

第二節 不動産ノ表示ニ関スル登記手続

第一款 土地ノ表示ニ関スル登記手続(第七十八條—第九十條)

第二款 建物ノ表示ニ関スル登記手続(第九十一條—第九十九條)

第三節 所有権ニ関スル登記手続(第一百条—第一百十二條)

第四節 所有権以外ノ權利ニ関スル登記手続(第一百十一條—第一百四十條)

第五節 抹消ニ関スル登記手続(第一百四十一條—第一百五十一條)

第五章 異議(第一百五十二條—第一百五十七條)

第六章 罰則(第一百五十八條—第一百五十九條ノ二)

附則

第一条中「登記ハ」の下に「不動産ノ表示又ハ」を加え、「又ハ」を「若クハ」に改める。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二 本法ノ施行ニ関スル細則ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条第一項中「登記スベキ權利ノ目的タル」を削り、同条第二項中「申請ニ因リ」を削る。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第九条中「一箇又ハ數箇ノ」を削り、「及ビ附屬書類又ハ其附屬」を「附屬書類又ハ其附屬本及ビ地圖若クハ建物所在圖又ハ其寫」に改め、同条を第十条とし、第八条ノ二を第九条とする。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条ノ二を第十二条とする。

「第三章 登記ニ関スル帳簿」を「第三章 登記ニ関スル帳簿及ビ圖面」に改める。

第十五条中「一棟」を「一箇」に改める。

第十六条第一項中「尚未表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、「乙区」を「甲区及ビ乙区」に改め、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 登記所ニ地圖及ビ建物所在圖ヲ備フ

第十八条 地圖ハ一筆又ハ數筆ノ土地毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ土地ノ區画及ビ地番ヲ明

確ニスルモノナルコトヲ要ス

建物所在圖ハ一箇又ハ數箇ノ建物毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各箇ノ建物ノ位置及ビ家屋番号ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス

第二十條第一項中「登記簿」の下に「並ニ地圖及ビ建物所在圖」を加え、同条第二項中「申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附」を「不動産ノ權利ニ関スル登記ノ申請書ハ受附」に、「書面」を「モノ」に改める。

第二十一条第一項中「又ハ抄本」を「若クハ抄本又ハ地圖若クハ建物所在圖ノ全部若クハ一部ノ寫」に、「又ハ其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「地圖若クハ建物所在圖ノ全部若クハ一部ノ寫」を加える。

第二十二條第一項中「其附屬書類」の下に「並ニ地圖及ビ建物所在圖」を加え、「第二十条第二項ニ掲ゲタル書類」を「申請書其他ノ附屬書類」に改める。

第二十四条中「及ビ其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖」に改める。

第二十四条ノ二第二項中「三十年」を「二十年」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 不動産ノ表示ニ関スル登記ハ登記官吏職權ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十六条に次の一項を加える。

不動産ノ表示ニ関スル登記ニ付テハ申請人登記所ニ出頭スルコトヲ要セズ

第二十八条ノ三中「第五十条第三項」を「第五十一條第三項」に、「第六十三條ノ三」を「第六十五條」に改める。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條 仮登記ハ申請書ニ仮登記義務者ノ承諾書又ハ仮処分命令ノ正本ヲ添附シテ仮登記權利者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三十三條 前条ノ仮処分命令ハ不動産ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ガ仮登記權利者ノ申請ニ因リ仮登記原因ノ疎明アリタル場合ニ於テ之ヲ発ス

申請ヲ却下シタル決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第三十六條第一号中「土地ノ番号」を「地番」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

土地ノ表示又ハ土地ヲ目的トスル權利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 地目
二 地積

建物ノ表示又ハ建物ヲ目的トスル權利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ第一項ニ掲ゲタル

事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 建物ノ種類、構造及ビ床面積

二 家屋番号

三 建物ノ番号アルトキハ其番号

四 附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 買戻ノ特約ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ買主ガ払ヒタル代金及ビ契約ノ費用ヲ記載シ若シ登記原因ニ買戻ノ期間ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十八條中「買戻ノ特約其他」を削る。

第三十九條及び第三十九條ノ二を次のように改める。

第三十九條 不動産ノ表示又ハ權利ノ設定、保存若クハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ所有者又ハ登記權利者ガ二名以上ナルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條ノ二 權利ノ一部移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ表示ヲ為シ若シ登記原因ニ民法第二百五十六條第一項但書（同法第二百六十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十四條の次に次の一條を加える。

第四十四條ノ二 前条ノ規定ニ依リ書面ヲ提出シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テハ第四十九條第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ却下スベキトキヲ除ク外登記官吏ハ其旨ヲ郵便ヲ以テ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ発シタル日ヨリ三週間内ニ登記義務者ガ法務省令ノ定ムル書面ヲ以テ登記申請ノ間違ナキコトヲ登記官吏ニ申出タル場合ニ於テハ其申出ノ時ニ登記官吏ガ其登記ノ申請書ヲ受取りタルモノト看做ス

第四十九條第三号中「当事者」を「不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外当事者」に改め、同条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請書ニ掲ゲタル土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ガ登記官吏ノ調査ノ結果ト符合セザルトキ

十一 第四十四條ノ二第二項ノ期間内ニ同項ノ申出ナキトキ

第五十一條を削り、第五十條第一項中「表示欄」を「表題部」に、「申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ゲタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ関スルモノ」を「不動産ノ表示ニ関スル事項、登記原因及ビ其日附並ニ登記ノ年月日」に改め、同条を第五十一條とし、同条の前に次の一條を加える。

第五十條 登記官吏ハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請アリタル場合又ハ職務ヲ以テ其登記ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ調査スルコトヲ得

登記官吏ハ前項ノ調査ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ日出ヨリ日没マデノ間ニ限り土地若クハ建物ヲ検査シ又ハ土地若クハ建物ノ所有者其他ノ關係人ニ文書ヲ呈示ヲ求メ若クハ質問ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ其身ヲ証スル書面ヲ携帯シ關係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス

第五十二條中「表示欄ニ登記ヲ為ストキハ表示番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。

第五十九條の次に次の一條を加える。

第五十九條ノ二 買戻ノ特約ノ登記ハ買主ノ權利取得ノ登記ニ附記シテ之ヲ為ス

買戻ニ因ル權利取得ノ登記ヲ為シタルトキハ前項ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ登記ノ目的タル權利ノ消滅ニ関スル事項ノ定ノ登記ニ付キ之ヲ準用ス

第六十條第一項に次のただし書を加える。

第六十條第二項中「順位番号」及び「登記原因、其日附」を削る。

第六十一條を削り、第六十二條を第六十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

第六十二條 登記官吏ガ不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ申請人以外ノ表題部ニ記載シタル所有者、更正前ノ表題部ニ所有者トシテ記載セラレタル者若クハ所有權ノ登記名義人又ハ其一人ニ通知スルコトヲ要ス

第六十三條中「登記ヲ」を「權利ニ関スル登記ヲ」に改める。

第六十七條及び第六十八條を削り、第六十六條を第六十七條とし、第六十五條を第六十六條とし、第六十四條中「登記」を「權利ニ関スル登記」に改め、同条を第六十六條とし、第六十三條ノ三を第六十五條とし、第六十三條ノ二を第六十四條とする。

第七十一條第一項中「表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ」を削る。

第七十二條第一項中「新登記」を「權利ニ関スル新登記」に改める。

第七十三條第一項中「第六十二條」を「第六十一條」に改める。

扱不便ト為ルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタルトキハ前ノ表題部又ハ各區ノ用紙ハ之ヲ閉鎖シタル登記用紙ト看做ス

「第二節 所有權ニ関スル登記手續」を「第二節 不動産ノ表示ニ関スル登記手續」に改める。

第七十八條から第八十條までを次のように改める。

第七十八條 土地ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ字

二 地番

三 地目

四 地積

五 所有權ノ登記ナキ土地ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シテハ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第七十九條 登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ地番區域ヲ定メ土地一筆毎ニ地番ヲ附スルコトヲ要ス

地目及ビ地積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令を以テ之ヲ定ム

第八十條 新ニ土地ヲ生ジタルトキハ所有者ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量圖、土地ノ所在圖及ビ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ其變更アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條ノ二を削る。

第八十一條を次のように改める。

第八十一條 地目又ハ地積ノ變更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ地目又ハ地積ヲ記載シ地積ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量圖ヲ添附スルコトヲ要ス

所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ其為ノ為所有權ノ登記アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一條の次に次の八條を加える。

第八十一條ノ二 土地ノ分筆又ハ合筆ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分筆又ハ合併後ノ土地ノ表示ヲ為シ分筆ノ登記ノ申請書ニハ分筆後ノ土地ノ地積ノ測量圖ヲ添附スルコトヲ要ス

一筆ノ土地ノ一部ヲ別地目ト為リ又ハ地番區域ヲ異ニスルニ至リタルトキハ第一項ノ申請ナキ場合ニ於テモ登記官更ハ其土地ノ分筆ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第八十一條ノ三 所有權ノ登記及ビ承役地ニ付キ為ス地役權ノ登記以外ノ權利ニ関スル登記アル

土地ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ所有權ノ登記ナキ土地ト所有權ノ登記アル土地トノ合併ニ付キ亦同ジ

第八十一條ノ四 一筆ノ土地ノ一部ニ承役地ニ付キ為ス地役權ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分筆後ノ土地ノ一部ニ地役權ガ存続スベキトキハ申請書ニ其部分ヲ記載シ之ヲ証スル地役權者ノ書面及ビ其部分ヲ示シタル圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一條ノ五 第八十一條第二項ノ規定ハ地目又ハ地積ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三條ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十一條ノ六 表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ變更アリタルトキハ所有權ニ関スル登記ノ手續ニ依リニ非ザレバ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第八十一條ノ七 表題部ニ記載シタル所有者ノ更正ノ登記ハ申請書ニ其者ノ承諾書ヲ添附シテ書面ニ依リ自己ノ所有權ヲ証スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

表題部ニ記載シタル所有者ノ持分ノ更正ノ登記ハ申請書ニ持分ヲ更正スベキ他ノ共有者ノ承諾書ヲ添附シテ共有者ノ一人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第八十一條ノ八 土地ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一條ノ九 地番、地目又ハ地積ノ變更又ハ更正ノ登記ヲ為ストキハ變更又ハ更正前ノ地番、地目又ハ地積ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更若クハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ヲ為ストキハ變更又ハ更正前ノ所有者又ハ其持分ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十二條第一項中「為シタル」を「為ス」に、「表示欄」を「表題部」に改め、同条第二項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第八十三條第三項中「其旨」を「乙地ニ関シ其權利ノ消滅シタル旨」に改め、同条に次の三項を加える。

申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人ガ甲地ニ関シ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ其權利ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官更捺印スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ関スル登記ニ甲地ニ関シ其權利ノ消滅シタル旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前二項ノ權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ関スル登記アルトキハ申請書ニ其者ノ承諾ヲ証スル書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三項及ビ第四項ノ規定ハ前項ノ書面ノ添附アリタル場合ニ於ケル第三者ノ權利ニ関スル登記ニ付キ之ヲ準用ス

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 第八十一條ノ四ノ場合ニ於テ分筆ノ登記ヲ為シタルトキハ甲地又ハ乙地ノ登記用紙中地役權ニ関スル登記ニ其地役權ノ存続スベキ部分ヲ附記スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第八十一條ノ四ノ場合ニ於テ甲地ノミニ付キ地役權ガ存続スベキトキニ、前条第四項ノ規定ハ第八十一條ノ四ノ場合ニ於テ乙地ノミニ付キ地役權ガ存続スベキトキニ之ヲ準用ス

第八十五條第一項中「合併シタル」を「合併スル」に、「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削り、同条第二項中「甲区」を「相當區」に、「所有權ニ関スル」を「所有權及ビ地役權」に、「其登記」を「所有權ノ登記」に改め、「ニ関スル旨」の下に「又ハ合併シタル部分ノミガ甲地ト共ニ地役權ノ目的タル旨」を加え、同条第四項中「所有權其他ノ權利ニ関スル」を「所有權又ハ地役權」に、「甲地ノ番号」を「甲地の地番」に改め、同条第五項中「第三項」を「乃至第六項」に改め、同条第三項を削る。

第八十六條第一項中「合併シタル」を「合併スル」に改め、同条中「表示欄」を「表題部」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第八十七條第一項中「甲区」を「相當区」に、「所有權ニ関スル」を「所有權及地役權」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

第八十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八條から第九十條までを次のように改める。

第八十八條 土地ノ滅失ノ登記ヲ為ストキハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十九條 前條ノ場合ニ於テ滅失シタル土地ガ他ノ不動產ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タリシトキハ他ノ不動產ノ登記用紙中相當區事項欄ニ滅失シタル土地ノ表示ヲ為シ滅失ノ原因及ビ其土地ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動產ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル土地ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動產ノ所在地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手續ヲ為スコトヲ要ス

第九十條 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ當該官庁ハ遲滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

土地ノ一部ガ河川ノ敷地ト為リタルトキハ當該官庁ハ分筆ノ登記ヲ囑託スルコトヲ得

第四十六條ノ二、第五十一條第三項、第六十條ノ二及ビ第六十五條ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十條の次に次の款名を加える。

第二款 建物ノ表示ニ關スル登記手續

第九十一條及ビ第九十二條を次のように改める。

第九十一條 建物ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 建物所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番

二 家屋番号

三 種類、構造及ビ床面積

四 建物ノ番号アルトキハ其番号

五 附屬建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積

六 所有權ノ登記ナキ建物ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シテハ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第九十二條 登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ建物一箇毎ニ家屋番号ヲ附スルコトヲ要ス

建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條ノ二及ビ第九十三條を削り、第九十二條の次に次の八條を加える。

第九十三條 建物ヲ新築シタルト

キハ所有者ハ一ヶ月内ニ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ建物ノ圖面、各階ノ平面圖及ビ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ二 建物ノ所在又ハ第九十一條第三項乃至第五項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ハ一ヶ月内ニ建物ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ事項ヲ記載シ建物ノ所在ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ建物ノ圖面ヲ、床面積ノ變更又ハ附屬建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ建物ノ圖面及ビ各階ノ平面圖ヲ、床面積ノ増加又ハ附屬建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ三 建物ノ分割、区分又ハ合併ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割、区分又ハ合併後ノ建物ノ表示ヲ為シ其建物ノ圖面及ビ各階ノ平面圖ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三條ノ四 所有權ノ登記以外ノ權利ニ關スル登記アル建物ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ

所有權ノ登記ナキ建物ト所有權ノ登記アル建物トノ合併ニ付キ亦同ジ

第九十三條ノ五 第九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第九十一條第一號及ビ第三號乃至第五號ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三條ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ、第八十一條ノ六ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ變更アリタル場合ニ、第八十一條ノ七ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 建物ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ハ一ヶ月内ニ建物ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三條ノ七 第八十一條ノ九第一項ノ規定ハ家屋番号、建物ノ所在、種類、構造、床面積又ハ番号ノ變更又ハ更正ノ登記ニ、同條第二項ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正又ハ所有權若クハ其持分ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附屬建物ノ種類、構造又ハ床面積ノ變更又ハ更正ノ登記ヲ為ストキハ其附屬建物ノ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十三條ノ八 附屬建物ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ主たる建物ノ登記用紙中表題部ニ附屬建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十四條及ビ第九十五條を次のように改める。

第九十四條 甲建物ヨリ其附屬建物ヲ分割シ又ハ甲建物若クハ其附屬建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ分割又ハ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

甲建物ヨリ其附屬建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ前項ノ手續ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ分割ニ因リテ其附屬建物ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ分割シタル附屬建物ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

甲建物又ハ其附屬建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ第一項ノ手續ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ甲建物又ハ其附屬建物ノ残余部分ノ表示ヲ為シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附屬建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ノ附屬建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

甲建物又ハ其附屬建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物又ハ其附屬建物ニ合併スル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表

題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

前条第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ、同条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六條中「及ビ第八十四條」を削る。

第九十七條中「第五項」を「第四項」に改める。

第九十八條中「又ハ其附屬建物ニ合併シタル」を「若クハ其附屬建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附屬建物ト爲ス」に、「乙建物ノ附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建物」を「乙建物ノ附屬建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附屬建物ト爲ス場合ニ於テハ乙建物及ビ他ノ附屬建物」に改め、「及ビ其番号」を削る。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 第八十八條及ビ第八十九條ノ規定ハ建物ノ滅失ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十九條の次に次の節名を加える。

第三節 所有權ニ関スル登記手續

第百條を次のように改める。

第百條 始メテ爲ス所有權ノ登記ハ左ニ掲ゲタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

- 一 表題部ニ自己又ハ被相続人が所有者トシテ記載セラレタル者
- 二 判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ証スル者

三 収用ニ因リ所有權ヲ取得シタル者

第百條ノ二を削る。

第百一條及ビ第百二條を次のように改める。

第百一條 前条ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第百條第何号ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ申請書ノ副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添附スルコトヲ要ス但登記原因及ビ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五條第一項第二号乃至第四号ニ掲ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要セス

第百二條 不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ第百條第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有權ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表題部ニ申請書又ハ囑託書ニ掲ゲタル不動産ノ表示ニ關スル事項ヲ記載シ第百條第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有權ノ登記ヲ爲スニ因リテ其登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二條ノ二及ビ第百二條ノ三を削る。

第百三條を次のように改める。

第百三條 所有權ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記用紙中表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

第百三條ノ二を削る。

第百四條を次のように改める。

第百四條 所有權ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ノ囑託アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中甲区事項欄ニ所有者ノ氏名、住所

及ビ処分ノ制限ノ登記ノ囑託ニ依リテ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二條ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百五條から第百十條までを削り、第百四條ノ十五中「第百四條ノ二」を「第百八條」に改め、同條を第百十條ノ十二とし、第百四條ノ十四中「第百四條ノ十一」を「第百十條ノ八」に改め、同條を第百十條ノ十一とし、第百四條ノ十三中「第百四條ノ八」を「第百十條ノ五」に、「第百四條ノ六又ハ第百四條ノ七」を「第百十條ノ三又ハ第百十條ノ四」に改め、同條を第百十條ノ十とし、第百四條ノ六から第百四條ノ十二までを第百十條ノ三から第百十條ノ九までとし、第百四條ノ五第二項中「場合」の下に「又ハ同法第二十七條ノ規定ニ基ク信託財産ノ復旧ノ場合」を加え、同條を第百十條ノ二とし、第百四條ノ二から第百四條ノ四までを第百八條から第百十條までとし、第百四條の次に次の三條を加える。

第百五條 第百四十六條第一項ノ規定ハ所有權ニ關スル仮登記ヲ爲シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ本登記ヲ爲ストキハ登記用紙中相当区事項欄ニ第三者ノ權利ノ表示ヲ爲シ同項ノ本登記ヲ爲スニ因リテ抹消ヲ爲ス旨ヲ記載シ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百六條 土地又ハ建物ノ収用ニ因リ所有權移轉ノ登記ハ申請書ニ収用ノ裁決ノ失効セザリシコトヲ証スル書面ヲ添附シテ起業者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

官庁又ハ公署ガ起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第百七條 土地ニ付キ前条第一項ノ登記ヲ申請シ又ハ囑託スル場合ニ於テハ申請書又ハ囑託書ニ収用ニ因リ消滅シタル既登記ノ權利ノ表示ヲ爲シ其消滅ヲ証スル書面を添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ同項ノ規定ニ依リ申請書又ハ囑託書ニ表示シタル權利ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

「第三節」を「第四節」に改める。

第百十一條中「又ハ移転」及ビ「及ビ範圍」を削る。

第百十二條中「又ハ移転」を削る。

第百十二條の次に次の一條を加える。

第百十二條ノ二 要役地ニ付キ所有權ノ登記ナキトキハ地役權ノ設定ノ登記ヲ爲スコトヲ得ズ

第百十三條に次の二項を加える。

地役權設定ノ範圍ガ承役地ノ一部ナル場合ニ於テハ申請書ニ其範圍ヲ明カナラシムル圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

要役地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テハ申請書ニ地役

權者ガ要役地ノ所有權ノ登記名義人タルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百十三條の次に次の一條を加える。

第百十三條ノ二 地役權ノ設定ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ登記用紙中乙区事項欄ニ登記權利者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要セス

第百十四條の次に次の一條を加える。

第百十四條ノ二 第百十三條第二項ノ規定ハ地役權設定ノ範圍ノ變更ノ登記ノ申請ニ、同条第三項ノ規定ハ地役權ノ變更又ハ消滅ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十七條中「元本若クハ利息ノ支払場所ノ定」を「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ關スル定」に改め、「之ヲ」の下に「記載シ尚抵当証券發行ノ定アル場合ニ於テ元本又ハ利息ノ支払場所ノ定アルトキハ之ヲモ」を加える。

第百十九條及ビ第百十九條ノ二を次のように改める。

第百十九條 先取特權、質權又ハ抵当權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

第百十九條ノ二 第百十七條ノ規定ハ民法第三百七十五條第一項ノ規定ニ依リ抵当權ヲ以テ他ノ債權ノ担保ト爲シ又ハ抵当權ヲ讓渡シ若クハ放棄シタル場合ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九條ノ二の次に次の二條を加える。

第百十九條ノ三 民法第三百九十

三条ノ規定ニ依ル代位ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ先順位ノ抵当権者ガ弁済ヲ受ケタル不動産ニ関スル權利ノ表示ヲ為シ其代價及ビ弁済ヲ受ケタル額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百十七條ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九條ノ四ノ前二條ノ規定ハ質權ニ付キ之ヲ準用ス

第百二十一條を次のように改める

第百二十一條 外國ノ通貨ヲ以テ債權額ヲ指定シタル債權ノ担保タル質權又ハ抵当權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債權額ノ外日本ノ通貨ヲ以テ表示シタル担保限度額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二十二條に次の二項を加える

前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ目録ニハ各不動産ニ関スル權利ノ表示ヲ為シ申請人ノ署名、捺印スルコトヲ要ス

第百二十二條ノ二を削る

第百二十八條から第百三十五條までを削り、第百二十七條ノ三中「第百三條及ビ第百三條ノ二ノ規定ハ土地ニ関スル所有權以外ノ權利ノ取用ニ因ル權利移転ノ登記ニ、第百四條ノ二乃至第百四條ノ十五」を「第百八條乃至第百三十五條」に改め、同条を第百三十五條とし、同条の前に次の一條を加える

第百三十四條 所有權以外ノ權利

ノ移転ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第百二十七條ノ二中「又ハ移転」及び「探石權設定ノ範圍及ビ其」を削り、同条を第百三十三條とし、第百二十六條ノ三から第百二十七條までを第百二十九條から第百三十二條までとし、第百二十六條ノ二を削り、第百二十六條第一項中「第百二十四條」を「第百二十五條」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第百二十八條とする

前項ノ規定ニ從ヒテ為スベキ登記ハ共同担保目録アル場合ニ於テハ其目録ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第百二十五條を削り、第百二十四條ノ四第一項中「第百二十二條ノ三」を「第百二十三條」に改め、同条第二項中「第百二十四條及ビ第百二十四條ノ二」を「第百二十五條」に改め、同条を第百二十七條とし、第百二十四條ノ三を第百二十六條とし、第百二十四條ノ二を削り、第百二十四條に次の一項を加え、同条を第百二十五條とする

申請書ニ共同担保目録ヲ添附シタル場合ニ於テ其箇ノ不動産ニ関スル權利ニ付キ登記ヲ為ストキハ其不動産ノ登記用紙中相當区事項欄ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル權利ト共ニ担保ノ目的タル旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百二十三條を第百二十四條とし、第百二十二條ノ三を第百二十三條とする

第百三十六條中「建坪」を「床面積」に、「土地ノ番号」を「地番」に改める

第百三十七條中「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める

第百三十八條中「既登記ノ」を「所有權ノ登記アル」に、「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める

第百三十九條第一項中「第百六條及ビ第百七條」を「第百六條及ビ第百七條」を「第百六條及ビ第百七條」に改める

第百四十條を次のように改める

第百四十條 前条第一項ノ建物ニ付キ建物ノ表示ノ登記ヲ為ストキ又ハ同条第二項ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ更ニ建物又ハ附屬建物ノ表示ヲ為シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

前条第一項ノ所有權ノ登記ヲ為ストキハ不動産工事ノ先取特權ノ保存ニ関シテ甲区事項欄ニ為シタル登記ヲ抹スルコトヲ要ス

「第四節」を「第五節」に改める

第百四十三條を次のように改める

第百四十三條 始メテ為シタル所有權ノ登記ノ抹消ヲ其所有權ノ登記名義人ヨリ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス

第百四十四條及ビ第百四十四條ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十四條第一項中「仮登記名義人ヨリ」の下に「申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附シテ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える

第百四十四條及ビ第百四十四條ノ二ノ規定ハ第一項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十五條に次の一項を加える

登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ予告登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十八條を次のように改める

第百四十八條 第百六條ノ規定ハ土地又ハ建物ニ関スル所有權以外ノ權利ノ取用ニ因ル權利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ取用ニ因ル所有權移転ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ嘱托アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ建物又ハ同項ノ權利ヲ目的トスル所有權ノ登記以外ノ權利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十九條を削り、第百四十九條ノ二を第百四十九條とする

第百五十六條を削り、第百五十五條を第百五十六條とし、第百五十四條を第百五十五條とし、第百五十三條を第百五十四條とし、第百五十二條を削り、第百五十一條を第百五十三條とし、第百五十條を第百五十二條とし、第百四十九條ノ五を第百五十一條とし、第百四十九條ノ四を削り、第百四十九條ノ三を第百五十條とする

第百五十八條及ビ第百五十九條

を削り、第百五十七條の次に次の一章を加える

第六章 罰則

第百五十八條 登記義務者ニ付キ確實ナル知識ヲ有セザルニ拘ラズ第百四十四條ノ規定ニ依ル保証ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十九條 第五十條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス同項ノ規定ニ依ル文書ノ呈示ヲ為サズ若クハ虚偽ノ文書ヲ呈示シ又ハ質問ニ對シ陳述ヲ為サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者亦同ジ

第百五十九條ノ二 第八十條第一項若クハ第三項、第八十一條第一項若クハ第三項、第八十一條ノ八、第九十三條第一項若クハ第三項、第九十三條ノ二第一項若クハ第三項又ハ第九十三條ノ六ノ規定ニ依ル申請ヲ為スベキ義務アル者其申請ヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

第百六十四條を削る

（土地台帳法及ビ家屋台帳法の廃止）

第二条 土地台帳法（昭和二十二年法律第三十號）及ビ家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一號）は、廃止する

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する

（表題部の改製及ビ新設）

第二条 登記所は、第一条の規定による改正前の不動産登記法の規定

による土地又は建物の登記用紙の表題部を同条の規定による改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地又は建物で土地台帳又は家屋台帳に登録されているものについては、表題部を新設しなければならない。

2 前項の規定による改製及び新設を完了すべき期日は、各登記所について法務大臣が指定する。

3 法務大臣は、前項の期日（以下「指定期日」という。）を指定したときは、すみやかに官報で公示しなければならない。

4 第一項の規定による改製及び新設に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（指定期日までの経過措置）

第三条 この法律の施行の後指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、この法律による他の法律の改正又は廃止にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 第一条の規定による改正前の不動産登記法中第八条ノ二から第十三条まで、第十五条、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第六十條、第六十一條、第六十三條ノ二から第六十八條まで、第八十條ノ二、第八十三條第三項、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十二條ノ二、第九十四條から第九十八條まで、第二百二條ノ二から

第四百四條ノ十五まで、第七百七條ノ二から第九百九條まで、第九百一十一條、第九百一十二條、第九百一十七條、第九百一十九條、第九百十九條ノ二、第九百二十一條から第九百三十五條まで、第九百四十四條、第九百五十八條から第九百五十九條まで及

び第六百四十四條を除くその他の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十九條	段別若クハ坪数	地積
第八十條	段別又ハ坪数	地積
第八十一條	段別又ハ坪数	地積
第九十一條	坪数	坪数
第九十二條	坪数	坪数
第九十三條	坪数	坪数
第九十九條	坪数	坪数
第二百三十八條から第二百三十九條まで	坪数	坪数

二 第一条の規定による改正後の不動産登記法中第七條ノ二、第九條から第十三條まで、第十五條、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第四十四條ノ二、第五十九條ノ二、第六十條、第六十四條から第六十八條まで、第七十六條第四項及び第五項、第八十一條ノ三、第八十一條ノ四、第八十三條第三項から第六項まで、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十三條ノ四、第九十四條から第九十八條まで、第九百四十三條、第九百四十四條、第九百四十五條第二項並びに第九百四十八條から第九百五十八條までの規定を除くその他の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十九條	不動産ノ表示又ハ権利	権利
第六十條第一項ただし書	不動産ノ表示ニ関スル登記	不動産若クハ

第八十五條第一項	表題部	表示欄
第八十六條第一項	表題部	表示欄
第九十四條	表題部	表示欄
第九十五條第一項及び第二項	表題部	表示欄
第八十五條第一項	合併スル	合併シタル
第八十六條第一項	合併スル	合併シタル
第九十五條第二項	合併スル	合併シタル
第八十五條第一項	前ノ表示	前ノ表示及び其番号
第八十六條第一項	前ノ表示	前ノ表示及び其番号
第九十四條第三項	前ノ表示	前ノ表示及び其番号
第八十六條第二項	甲地ノ表示	甲地の表示及び其番号
第九十條第二項	土地ノ表示	登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト為リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示及び其番号
第九十四條	土地ノ表示	登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト為リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示及び其番号
第九十五條第一項	為ス場合	為シタル場合
第九十八條	為ス場合	為シタル場合
第四百四條第一項	甲区事項欄	表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ甲区事項欄

三 第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定を適用する。ただし、所有権の登記及び承役地についてする地役権の登記以外の登記のある土地若しくは家屋の合併又は既登記の土地若しくは家屋と未登記の土地若しくは家屋の合併は、することができない。

四 附則第十三條の規定による改正前の抵当証券法（昭和六年法律第十五號）第十八條の規定、附則第十五條の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五號）の規定、附則第十六條第一項の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二十六號）の規定、附則第十七條第一項の規定による改正前の土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八號）第一條、第二條及び第十九條第一項の規定、附則第十九條の規定による改正前の国土調査法（昭和二十六年法律第八十號）の規定、附則第二十一條の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十

九号)の規定並びに附則第二十二
二条の規定による改正前の土地
区画整理法(昭和二十九年法律
第百十九号)の規定を適用す
る。

(この法律の施行の際の経過措置)
第四条 この法律の施行の際権利者
が二名以上でその持分の登記のさ
れていない権利の登記について
は、その登記名義人は、その持分
の登記を申請することができる。

2 この法律の施行の際第一条の規
定による改正前の不動産登記法第
六十一条の規定によりなすべき通
知でまだしていないものがある場
合には、この法律の施行の後遅滞
なく、従前の例による通知をしな
ければならない。

3 この法律の施行の際土地又は建
物の一部につき所有権の登記及び
地役権に関する登記以外の権利に
関する登記がされている場合には、
その土地又は建物については、
その権利の存する部分と存し
ない部分とに分割又は区分する登
記をした後でなければ、その他の
不動産の表示に関する登記及び権
利に関する登記をすることができ
ない。ただし、登記名義人の表示
の変更又は権利の変更、処分、制
限若しくは消滅の登記は、この限
りでない。

4 前項に規定する分割又は区分す
る登記の申請書には、土地又は建
物の一部につきされている権利に
関する登記の登記名義人(抵当証
券の所持人及び裏書人を含む。)の
承諾を証する書面又はこれに対
抗することができる裁判の謄本を

添附しなければならない。

5 前二項の規定は、要役地の一部
につき地役権の登記がされている
場合に準用する。

6 この法律の施行の際債務者の登
記のされていない先取特権、質
権又は抵当権の登記については、
この法律の施行の後最初にその登
記名義人がこれらの権利の抹消の
登記以外の登記を申請する場合に
は、申請書に債務者を表示しなけ
ればならない。

(不動産の表示に関する登記の申
請義務についての経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後
の不動産登記法第八十条第一項及
び第三項、第八十一条第一項及び
第三項、第八十一条ノ八、第九十三
条第一項及び第三項、第九十三
条ノ二第一項及び第三項並びに第
九十三条ノ六の規定は、地方税法第
九十三条ノ六の規定により固定資
産税を課することができない土地
及び建物並びに同法第三百四十三
条第五項に規定する土地について
は、指定期日後も当分の間は適用
しない。

2 第一条の規定による改正後の不
動産登記法第八十条第一項及び第
三項、第八十一条第一項及び第三
項、第八十一条ノ八、第九十三
条第一項及び第三項、第九十三
条ノ二第一項及び第三項並びに第
九十三条ノ六の規定は、指定期日
以前に生じた事項についても適用
する。ただし、これらの規定に定め
る期間については、指定期日の翌
日から起算する。

(登録事項の通知等)

第六条 附則第三条第三号の規定に
より適用される第二条の規定によ
る廃止前の土地合帳法第三十九条
(附則第三条第三号の規定により適
用される第二条の規定による廃止
前の家屋合帳法第二十二條におい
て準用する場合を含む。)の規定に
よりなすべき通知で指定期日まで
にしていないものがある場合には、
その通知及びこれに基づく土地課
税合帳又は家屋課税合帳への記載
については、なお、従前の例による。

(罰則の経過措置)

第七条 指定期日以前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お、従前の例による。

(法務省令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほ
か、不動産登記法の改正並びに土
地合帳法及び家屋合帳法の廃止に
伴う土地及び建物の登記及び登
録の手續に關し必要な経過措置
は、法務省令で定める。

(工場抵当法及び立木に関する法
律の一部改正)

第九条 工場抵当法(明治三十八年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二条中「未登記ノ」を「所
有権ノ登記ナキ」に改める。

第十八条第二項中「不動産登記
法第八條第二項ノ規定ハ」を削
り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「ト
キハ申請ニ因リ法務局又ハ地方
法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指
定ス但シ該個ノ法務局又ハ地方法
務局管内ノ登記所ノ管轄区域ニ跨
ルトキハ法務大臣ニ於テ之ヲ指

ス」に改める。

第二十条第一項中「表題部ニ表
示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、
同条第二項を次のように改める。
表題部ニハ工場財団ノ表示ニ関
スル事項ヲ記載ス

第二十一条中「第三号乃至第八
号」を「第一項第二号乃至第七号」
に改める。

第四十二条ノ六第一項及び第三
項中「表示欄」を「表題部」に改
め、同条第三項中「及其ノ番号」
を削る。

第四十二条ノ七第一項及び第三
項中「表示欄」を「表題部」に改
め、「及其ノ番号」を削る。

第四十七条中「工場財団ノ抵当
権ガ競落ニ因リ消滅シタルトキ」
及び「第二十三條及第三十四條ノ
記載ノ抹消」を削り、同条に次
の一項を加える。

前項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依ル
競売又ハ入札アリタル場合ニ之
ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ工場
財団ノ消滅ノ登記並ニ第二十三
條及第三十四條ノ記載ノ抹消ヲ
モ嘱託スルコトヲ要ス

2 立木に関する法律(明治四十二
年法律第二十二号)の一部を次の
ように改正する。

第十四条第一項中「表題部ニ表
示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、
同条第二項を次のように改める。
表題部ニハ立木ノ表示ニ関スル
事項ヲ記載ス

第十五条中「第三十六條」を「第
三十六條第一項及第二項」に改め、
同条第一号中「段別」を「地積」
に改める。

第十六条第一項第一号中「所有
者又ハ地上権者トシテ登記簿ニ登
記セラレタル者」を「所有権又ハ
地上権ノ登記名義人」に改め、同
項第二号中「土地合帳」を「土地
登記簿ノ表題部」に、「登録」を
「記載」に改め、同項第四号中「其他
官庁又ハ公署ノ書面」を削る。

第十八条第一項中「既登記ノ」
を「所有権ノ登記アル」に改める。
第十九条第一項を次のように改
める。

所有権保存ノ登記ヲ為シタルト
キハ土地ノ登記用紙中表題部ニ
立木ノ登記用紙ヲ表示シ登記官
吏捺印スベシ立木ノ区分ノ登記
ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二十条第二項中「番号又ハ段
別」を「地番又ハ地積」に改め、
同条第三項を次のように改める。
前二項ノ登記ニ關シ必要ナル事
項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

3 第一項の規定による改正前の工
場抵当法の規定(鉱業抵当法(明
治三十八年法律第五十五号)第三
条、漁業財団抵当法(大正十四年
法律第九号)第六条、港灣運送事
業法(昭和二十六年法律第六十
一号)第二十六条及び道路交通事
業抵当法(昭和二十七年法律第
二百四号)第十九条において準用す
る場合を含む。以下この項におい
て同じ。)による登記用紙の表題
部(以下次項において「旧表題部」
という。)は、同項の規定による
改正後の工場抵当法の規定によ
る登記用紙の表題部(以下次項に
おいて「新表題部」という。)と
みなす。

4 登記所は、法務省令の定めるところにより、旧表題部を新表題部に改製することができる。

5 前二項の規定は、第二項の規定による改正前の立木に関する法律の規定による登記用紙の表題部に準用する。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号中「登記」を「権利ノ登記」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

所有権ノ登記アル建物ニ付床面積ノ増加ニ係ル登記ヲ為シタルトキハ所有権ノ登記名義人又ハ其ノ相続人ハ命令ノ定めル所ニ依リ床面積ノ増加部分ノ価格ノ千分ノ六ノ登録税ヲ納ムベシ

(非訟事件手続法の一部改正)

第十一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百五十七号中「第五百十條、第五百一十條、第五百十三條、第五百十四條」を「第五百十二條乃至第五百十五條」に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十二条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七号第三項中「第二百二十九條」を「第二百四條」に改める。

(抵当証券法の一部改正)

第十三条 抵当証券法の一部を次のように改正する。

第十八条中「第六十四條、第

八十一條又ハ第九十三條」を「又ハ第六十六條」に改める。

第四十一條中「第十條、第十二條」を「第十一條、第十三條」に、「第五百十條、第五百一十條、第五百十三條及第五百十四條」を「第五百十二條乃至第五百十五條」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第十四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六号中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二第一項中「第八号」を「第七号」に改める。

2 附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定による土地台帳及び家屋台帳に関する事項は、前項の規定による改正後の法務省設置法の適用については、同法第六号第四号に掲げる事項とみなす。

(土地改良法の一部改正)

第十五条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第四十六号第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第五十五号中「土地改良区は」の下に、「政令の定めるところにより」を加え、「既登記の」を削る。

第百十四号を次のように改める。

(登記の特例)

第百十四号 土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため

必要がある場合には、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三百四十一條第十号を次のように改める。

十 土地課税台帳 土地登記簿に登記されている土地について第三百八十一條第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一條第十一号中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改める。

第三百四十一條第十二号を次のように改める。

十二 家屋課税台帳 建物登記簿に登記されている家屋について第三百八十一條第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一條第十三号中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改める。

第三百四十三號第二項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「家屋台帳」を「建物登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている個人」に、「登録されている個人」を「登記又は登録されている法人」に、「登録されている法人」に、「登録されている第三百四十八條第一項」を「登記されている第三百四十八條第一項」に改め、同条第五項中「土地

台帳に所有者として登録」を「土地登記簿に所有者として登記」に、同条第六項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている者」に、「登録される日」を「登記される日」に改める。

第三百六十八條の見出し中「届出」を「申請」に改め、同条第一項中「土地台帳法若しくは家屋台帳法の規定によつて登記所に申告」を「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第八十條第一項若しくは第三項、第八十一條第一項若しくは第三項、第八十一條第八、第九十三條第一項若しくは第三項、第九十三條第二項若しくは第三項若しくは第九十三條第六の規定によつて登記所に登記の申請」に、「申告をした」を「申請又は申告又は申告をした」に、「申告をした」を「申請又は申告をした」に改める。

第三百八十一條第一項中「土地課税台帳となるべき土地台帳の副本」を「土地課税台帳」に、「これに記載された」を「土地登記簿に登記されている土地について不動産登記法第七十八條各号に掲げる事項、所有権、質権及び百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第二項中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改め、同条第三項中「家屋課税台帳となるべき家屋台帳の副本」を「家屋課税台帳」に、「これに記載された」を「建物登記簿に登記されて

いる家屋について不動産登記法第九十一條各号に掲げる事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第四項中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改め、同条第七項中「土地台帳又は家屋台帳」を「土地登記簿又は建物登記簿」に、「登録」を「登記」に、「その申出を相当と認めるときは」を「その申出を相当と認めるときは、遅滞なく」に、「とりななければならない」を「とり、その申出を相当でない」と認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない」に改める。

第三百八十二條の見出し中「通知」の下に「及びこれ」を加え、同条中「土地台帳法第三十九條又は家屋台帳法第二十二條」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の表示の変更の登記若しくは百年より永い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記載した所有

者のために始めて所有権の登記をした場合又は始めてした所有権の登記を抹消した場合は、この限りでない。

第四百二十三条及び第四百三十二条中「土地台帳又は家屋台帳に登録」を「土地登記簿又は建物登記簿に登記」に改める。

2 前項の規定による改正前の地方税法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳は、同項の規定による改正後の同法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳とみなす。

3 第一項の規定による改正前の地方税法の規定により課し、又は課すべきであつた地方税について、なお、従前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十七条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

第一条中「不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項」を「登記簿における不動産の表示」に改める。

第二条中「土地台帳又は家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記」に、「申告手続」を「申請手続」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 土地家屋調査士試験に合格した者は、調査士となる資格を有する。

第五条第二項中「土地台帳及び家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記につき必要な土地及び家屋の調査、測量及び申請手続」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者に対しては、土地及び家屋の調査及び測量についての試験を免除する。

第十九条第一項中「これらの結果を必要とする申告手続」を「これらが必要とする申請手続」に改める。

2 この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けている者及び昭和三十五年九月三十日までに土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に關しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(探石法の一部改正)

第十八条 探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(国土調査法の一部改正)

第十九条 国土調査法の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「(成果の写の送付等)」に改め、同条第一項中「登録」を「登記」に、「土地台帳以外の台帳で政令で定めるもの」を「政令で定める台帳」に改め、同条第二項中「土地台帳以外の」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に、「土地台帳又は」を「土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の表示の變更の登記をし、又は」に改め、

同条第三項中「合筆」の下に「の登記」を加える。

第二十条の二を削る。

第三十二条(見出しを含む)中「分筆又は合筆」を「分割又は合併」に改める。

第三十二条の二第一項中「合筆」を「合併」に改め、「当該土地の」の下に「登記簿の表題部に所有者として記載された者若しくは」を加え、「相続による所有権の保存若しくは」を「所有権の保存若しくは相続による」に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第二十条 道路交通事業抵当法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「未登記」を「所有権の登記のないもの」に、「登記又は登録」を「所有権の登記又は登録」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条中「不動産登記法第三十六条第三号から第八号まで」を「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十六条第一項第二号から第七号まで」に改める。

第十九条中「第十七条ノ二から」を「第十七条から」に、「第十七条ノ二及び第十七条ノ三」を「第十七条から第十七条ノ三まで」に改める。

(農地法の一部改正)

第二十一条 農地法の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第八十六条中「土地台帳」を「土

地登記簿」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十二條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「分筆及び合筆」を「分割及び合併」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合において、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることが出来る。

第八十二条第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第七十七条第二項中「既登記の」を削り、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

昭和三十五年二月二十日印刷

昭和三十五年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局